

# 令和8年5月分 消費者物価指数(高松市)

前年同月比は上昇 ー総合ー

令和2(2020)年=100	総合指数	112.2
	前月比	0.6% 上昇
	前年同月比	1.3% 上昇
	生鮮食品を除く総合指数	111.6
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	110.3

## 1. 概況

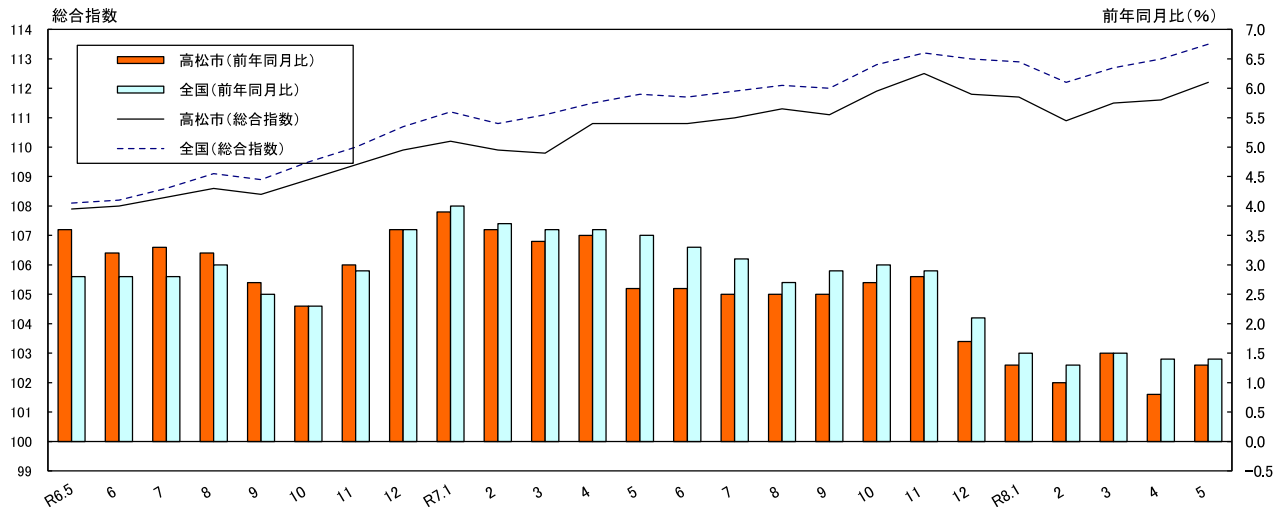
- (1) **総合指数**は令和2年を100として112.2となり、前月比は0.6%の上昇、前年同月比は1.3%の上昇となった。  
10大費目指数の動きを前月比でみると、「光熱・水道」「家具・家事用品」「保健医療」「交通・通信」「教養娯楽」「食料」「住居」「諸雑費」の8費目が上昇し、「被覆及び履物」の1費目が下落した。
- (2) **生鮮食品を除く総合指数**は111.6となり、前月比は0.6%の上昇、前年同月比は1.1%の上昇となった。
- (3) **生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数**は110.3となり、前月比は0.2%の上昇、前年同月比は1.4%の上昇となった。

## 2. 10大費目の指数, 前月比<上昇下落した主な項目(品目)>, 前年同月比

令和2(2020)年=100

費目	指数	前月比%	前年同月比%	上昇した主な項目<品目> (前月比%)	下落した主な項目<品目> (前月比%)
<b>総合</b>	112.2	0.6	1.3		
<b>生鮮食品を除く総合</b>	111.6	0.6	1.1		
<b>生鮮食品及びエネルギーを除く総合</b>	110.3	0.2	1.4		
食料	127.3	0.2	3.2	生鮮果物<りんご, しらぬひ など>	3.0
住居	102.5	0.2	0.3	設備修繕・維持<塀工事費 など>	1.0
光熱・水道	118.6	5.1	△0.6	ガス代<プロパンガス, 都市ガス代 など>	11.5
家具・家事用品	126.4	0.5	3.7	家事用消耗品<ラップ, 漂白剤 など>	4.1
被服及び履物	110.8	△0.1	△2.4		被覆関連サービス<クリーニング代(男性用スーツ), 履物修理代 など>
保健医療	105.7	0.5	△0.4	医薬品・健康保持用摂取品<はり薬, ビタミン剤(ビタミン主薬製剤) など>	1.3
交通・通信	101.6	0.4	2.0	自動車等関係費<ガソリン, 普通乗用車(国産品) など>	0.6
教育	77.1	0.0	△8.6		
教養娯楽	116.3	0.3	1.2	教養娯楽用耐久財<タブレット端末, テレビ など>	0.5
諸雑費	106.9	0.1	1.0	身の回り用品<バッグ(輸入ブランド品) など>	0.4

## 3. 高松市消費者物価指数(総合指数)の推移 令和2(2020)年=100



## 消費者物価指数の推移

年 月	高 松 市 令和2(2020)年=100			全 国 令和2(2020)年=100			国内企業物価指数(※) 令和2(2020)年=100		
	指数	前月比 (%)	前年比 (%)	指数	前月比 (%)	前年比 (%)	指数	前月比 (%)	前年比 (%)
平成28年平均	98.3	-	△0.1	98.1	-	△0.1	96.2	-	△3.5
29	98.7	-	0.4	98.6	-	0.5	98.4	-	2.3
30	99.8	-	1.1	99.5	-	1.0	101.0	-	2.6
令和元年	100.2	-	0.4	100.0	-	0.5	101.2	-	0.2
2	100.0	-	△0.2	100.0	-	0.0	100.0	-	△1.2
3	99.7	-	△0.3	99.8	-	△0.2	104.6	-	4.6
4	101.7	-	2.1	102.3	-	2.5	114.9	-	9.8
5	104.7	-	2.9	105.6	-	3.2	119.9	-	4.4
6	107.9	-	3.1	108.5	-	2.7	122.8	-	2.4
7	111.0	-	2.8	111.9	-	3.2	126.7	-	3.2
令和6年5月	107.9	0.9	3.6	108.1	0.4	2.8	122.7	0.7	2.6
6	108.0	0.1	3.2	108.2	0.1	2.8	123.0	0.2	2.8
7	108.3	0.3	3.3	108.6	0.4	2.8	123.6	0.5	3.3
8	108.6	0.3	3.2	109.1	0.5	3.0	123.2	△0.3	2.7
9	108.4	△0.2	2.7	108.9	△0.3	2.5	123.6	0.3	3.2
10	108.9	0.5	2.3	109.5	0.6	2.3	124.2	0.5	3.8
11	109.4	0.5	3.0	110.0	0.4	2.9	124.6	0.3	3.9
12	109.9	0.5	3.6	110.7	0.6	3.6	125.1	0.4	4.1
令和7年1月	110.2	0.3	3.9	111.2	0.5	4.0	125.5	0.3	4.2
2	109.9	△0.3	3.6	110.8	△0.4	3.7	125.8	0.2	4.3
3	109.8	0.0	3.4	111.1	0.3	3.6	126.2	0.3	4.3
4	110.8	0.9	3.5	111.5	0.4	3.6	126.6	0.3	3.9
5	110.8	0.0	2.6	111.8	0.3	3.5	126.5	△0.1	3.1
6	110.8	0.0	2.6	111.7	△0.1	3.3	126.4	△0.1	2.8
7	111.0	0.2	2.5	111.9	0.2	3.1	126.7	0.2	2.5
8	111.3	0.3	2.5	112.1	0.2	2.7	126.4	△0.2	2.6
9	111.1	△0.2	2.5	112.0	△0.1	2.9	127.0	0.5	2.8
10	111.9	0.7	2.7	112.8	0.7	3.0	127.6	0.5	2.7
11	112.5	0.6	2.8	113.2	0.3	2.9	128.0	0.3	2.7
12	111.8	△0.6	1.7	113.0	△0.2	2.1	128.1	0.1	2.4
令和8年1月	111.7	△0.1	1.3	112.9	△0.1	1.5	128.5	0.3	2.4
2	110.9	△0.7	1.0	112.2	△0.6	1.3	128.5	0.0	2.1
3	111.5	0.5	1.5	112.7	0.4	1.5	129.7	0.9	2.8
4	111.6	0.1	0.8	113.0	0.3	1.4	133.3	2.8	5.3
5	<b>112.2</b>	<b>0.6</b>	<b>1.3</b>	<b>113.5</b>	<b>0.5</b>	<b>1.4</b>	<b>134.5</b>	<b>0.9</b>	<b>6.3</b>

注) 前月比及び前年同月比は各基準年の公表値による。

変化率、寄与度及び寄与率は、端数処理前の指数値を用いて計算しているため、端数処理後の指数が前月と同様であっても、前月比などが下落・上昇する場合があります。

※ 日本銀行調査統計局資料  
最近月(年)は速報値

高松市消費者物価指数（10大費目）

令和2(2020)年=100

年 月	総合	生鮮食品 を除く総合	生鮮食品 及び エネルギー を 除く総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
平成30年平均	99.8	99.9	99.5	97.3	100.2	100.3	96.0	99.7	100.3	102.1	105.9	99.5	102.1
令和元年	100.2	100.4	100.0	98.4	100.1	101.8	98.5	100.6	100.7	101.0	104.6	100.6	102.2
2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3	99.7	99.6	99.1	100.3	99.9	101.9	100.7	102.4	99.7	95.1	100.6	101.2	101.2
4	101.7	101.5	100.0	104.8	100.1	111.9	105.3	105.4	100.0	93.5	99.1	102.8	102.2
5	104.7	104.2	103.5	112.9	100.6	103.8	114.8	105.2	102.5	95.7	96.7	107.2	103.4
6	107.9	107.3	106.2	118.2	101.7	111.4	118.1	108.0	104.6	97.4	96.6	111.5	104.8
7	111.0	110.2	109.0	125.1	102.1	115.0	121.9	111.9	106.2	100.2	87.4	114.4	106.0
令和7年5月	110.8	110.4	108.8	123.3	102.2	119.4	121.9	113.5	106.1	99.6	84.4	114.9	105.9
6	110.8	110.3	109.0	124.1	102.1	118.5	122.5	113.6	105.8	99.6	84.4	114.1	105.8
7	111.0	110.4	109.2	124.9	102.0	117.6	121.2	112.3	106.0	100.0	84.4	115.0	105.9
8	111.3	110.5	109.5	125.9	101.9	112.8	123.3	111.1	105.8	100.4	84.4	116.9	106.7
9	111.1	110.3	109.4	126.1	102.2	111.5	122.6	111.5	106.4	100.7	84.4	114.8	106.1
10	111.9	110.9	110.1	128.0	102.2	110.4	125.2	111.2	106.7	101.4	84.4	115.6	106.6
11	112.5	111.4	110.3	129.2	102.2	116.4	124.3	112.4	106.6	101.5	84.4	114.9	106.4
12	111.8	110.9	109.9	128.0	102.2	116.5	121.5	111.5	106.6	100.3	84.4	114.6	106.1
令和8年1月	111.7	110.6	109.7	128.6	102.3	116.6	122.1	109.3	105.4	99.5	84.0	114.0	106.2
2	110.9	109.9	109.7	127.7	102.2	107.1	122.0	108.5	105.6	99.5	84.0	115.0	106.4
3	111.5	110.6	110.4	128.1	102.2	105.9	129.0	109.8	105.6	100.4	84.0	115.8	106.3
4	111.6	110.9	110.1	127.1	102.3	112.8	125.8	110.9	105.2	101.2	77.1	115.9	106.9
5	112.2	111.6	110.3	127.3	102.5	118.6	126.4	110.8	105.7	101.6	77.1	116.3	106.9
前月比(%)	令和7年5月	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0	3.0	△2.7	0.7	0.0	△0.9	0.0	0.0
	6	0.0	△0.1	0.2	0.6	△0.1	△0.7	0.5	0.1	△0.2	0.0	△0.7	△0.1
	7	0.2	0.1	0.1	0.6	△0.1	△0.8	△1.0	△1.1	0.1	0.3	0.0	0.8
	8	0.3	0.0	0.3	0.8	△0.1	△4.1	1.7	△1.1	△0.1	0.5	0.0	1.7
	9	△0.2	△0.2	△0.2	0.1	0.3	△1.2	△0.6	0.4	0.5	0.2	0.0	△1.8
	10	0.7	0.6	0.7	1.5	0.0	△1.0	2.2	△0.3	0.2	0.7	0.0	0.7
	11	0.6	0.5	0.1	0.9	0.0	5.5	△0.7	1.0	0.0	0.1	0.0	△0.6
	12	△0.6	△0.5	△0.3	△0.9	0.0	0.1	△2.3	△0.7	0.0	△1.2	0.0	△0.3
	令和8年1月	△0.1	△0.3	△0.1	0.5	0.0	0.1	0.5	△2.1	△1.1	△0.8	△0.5	△0.6
	2	△0.7	△0.6	△0.1	△0.7	0.0	△8.2	△0.1	△0.7	0.2	0.0	0.0	0.9
	3	0.5	0.7	0.7	0.3	0.0	△1.2	5.7	1.2	0.0	1.0	0.0	0.6
	4	0.1	0.2	△0.3	△0.8	0.1	6.6	△2.5	1.0	△0.4	0.8	△8.2	0.1
	5	0.6	0.6	0.2	0.2	0.2	5.1	0.5	△0.1	0.5	0.4	0.0	0.3
前年同月比(%)	令和7年5月	2.6	2.8	2.4	4.2	0.5	7.7	2.8	5.0	1.8	2.2	△13.0	2.9
	6	2.6	2.6	2.7	5.3	0.5	3.7	2.8	5.0	1.2	1.9	△13.0	3.3
	7	2.5	2.4	2.8	6.0	0.3	△0.4	1.5	7.0	1.3	2.0	△13.0	3.3
	8	2.5	2.3	2.8	6.6	0.1	△4.3	3.6	6.4	0.8	2.9	△13.0	2.6
	9	2.5	2.6	2.6	5.0	0.6	1.9	2.5	2.0	1.2	3.6	△13.0	2.9
	10	2.7	2.8	2.9	6.0	0.3	0.8	2.9	0.9	0.9	3.9	△13.0	3.2
	11	2.8	2.7	2.6	6.1	0.3	3.3	2.9	0.7	0.5	3.8	△13.0	2.1
	12	1.7	1.8	2.3	4.8	0.3	△1.1	2.3	△1.8	0.5	2.0	△13.0	2.2
	令和8年1月	1.3	1.3	2.0	4.4	0.4	△0.8	1.5	△1.2	△0.1	0.2	△13.1	1.9
	2	1.0	0.9	1.9	4.2	0.2	△4.9	2.2	△1.0	△0.6	△0.2	△13.1	2.2
	3	1.5	1.6	2.4	4.4	0.2	△4.1	11.8	△2.8	△0.7	0.6	△12.4	2.2
	4	0.8	0.6	1.3	3.2	0.1	△2.7	0.5	△1.6	△0.9	0.7	△8.6	0.9
	5	1.3	1.1	1.4	3.2	0.3	△0.6	3.7	△2.4	△0.4	2.0	△8.6	1.2

注) 前月比及び前年同月比は各基準年の公表値による。

## 令和8年5月分 高松市消費者物価指数(中分類)

令和2(2020)年=100

(中分類)

費目	令和8年5月	令和8年4月	令和7年5月	前月比 (%)	前年同月比 (%)	ウェイト 万分比	寄与度 前月比 (%)	寄与度 前年同月比 (%)
<b>総合</b>	<b>112.2</b>	<b>111.6</b>	<b>110.8</b>	<b>0.6</b>	<b>1.3</b>	<b>10000</b>	<b>0.55</b>	<b>1.32</b>
生鮮食品を除く総合	111.6	110.9	110.4	0.6	1.1	9668	0.58	1.04
帰属家賃を除く総合	114.1	113.4	112.3	0.6	1.5	8619	0.55	1.34
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	110.3	110.1	108.8	0.2	1.4	8917	0.18	1.23
<b>食料</b>	<b>127.3</b>	<b>127.1</b>	<b>123.3</b>	<b>0.2</b>	<b>3.2</b>	<b>2534</b>	<b>0.05</b>	<b>0.90</b>
穀類	137.3	140.0	135.5	△2.0	1.3	204	△0.05	0.03
魚介類	140.2	143.3	127.1	△2.2	10.3	178	△0.05	0.21
生鮮魚介	151.8	157.6	135.2	△3.7	12.3	103	△0.05	0.15
肉類	117.7	117.5	122.0	0.1	△3.6	244	0.00	△0.10
乳卵類	130.0	127.0	128.7	2.3	1.0	118	0.03	0.01
野菜・海藻	125.0	125.2	112.9	△0.2	10.7	231	0.00	0.25
生鮮野菜	120.5	120.4	110.3	0.0	9.2	150	0.00	0.14
果物	124.5	121.3	126.5	2.6	△1.6	85	0.02	△0.02
生鮮果物	126.4	122.7	128.2	3.0	△1.4	80	0.03	△0.01
油脂・調味料	125.8	128.8	120.0	△2.3	4.8	116	△0.03	0.06
菓子類	142.4	141.6	132.7	0.5	7.3	242	0.02	0.21
調理食品	128.9	125.8	121.4	2.5	6.2	339	0.10	0.23
飲料	133.8	134.4	123.9	△0.5	7.9	169	△0.01	0.15
酒類	115.9	114.4	117.4	1.3	△1.3	106	0.01	△0.01
外食	116.4	116.1	119.3	0.2	△2.5	500	0.01	△0.13
<b>住居</b>	<b>102.5</b>	<b>102.3</b>	<b>102.2</b>	<b>0.2</b>	<b>0.3</b>	<b>1980</b>	<b>0.03</b>	<b>0.05</b>
家賃	100.7	100.7	100.9	0.0	△0.2	1640	0.00	△0.04
設備修繕・維持	111.3	110.2	108.5	1.0	2.6	340	0.03	0.09
<b>光熱・水道</b>	<b>118.6</b>	<b>112.8</b>	<b>119.4</b>	<b>5.1</b>	<b>△0.6</b>	<b>642</b>	<b>0.33</b>	<b>△0.04</b>
電気代	121.0	114.9	123.7	5.4	△2.1	372	0.21	△0.09
ガス代	118.4	106.2	117.9	11.5	0.4	110	0.12	0.00
他の光熱	176.8	173.2	161.2	2.1	9.7	27	0.01	0.04
上下水道料	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	133	0.00	0.00
<b>家具・家事用品</b>	<b>126.4</b>	<b>125.8</b>	<b>121.9</b>	<b>0.5</b>	<b>3.7</b>	<b>418</b>	<b>0.02</b>	<b>0.17</b>
家庭用耐久財	130.1	132.4	121.8	△1.8	6.8	144	△0.03	0.11
室内装備品	120.6	120.6	107.5	0.0	12.2	23	0.00	0.03
寝具類	103.0	103.0	105.5	0.0	△2.3	27	0.00	△0.01
家事雑貨	133.9	133.6	136.6	0.2	△2.0	69	0.00	△0.02
家事用消耗品	132.6	127.3	126.2	4.1	5.0	106	0.05	0.06
家事サービス	107.5	107.5	108.0	0.0	△0.5	49	0.00	0.00
<b>被服及び履物</b>	<b>110.8</b>	<b>110.9</b>	<b>113.5</b>	<b>△0.1</b>	<b>△2.4</b>	<b>363</b>	<b>0.00</b>	<b>△0.09</b>
衣料	115.9	115.9	115.1	0.0	0.7	148	0.00	0.01
和服	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	5	0.00	0.00
洋服	116.4	116.4	115.6	0.0	0.7	143	0.00	0.01
シャツ・セーター・下着類	99.9	100.2	110.9	△0.3	△9.9	119	0.00	△0.12
シャツ・セーター類	98.2	98.1	113.8	0.1	△13.7	83	0.00	△0.12
下着類	104.0	105.3	104.2	△1.2	△0.1	36	0.00	0.00
履物類	114.1	114.1	110.5	0.0	3.3	48	0.00	0.02
他の被服	110.5	109.7	113.5	0.7	△2.7	34	0.00	△0.01
被服関連サービス	138.2	140.6	128.6	△1.7	7.5	14	0.00	0.01
<b>保健医療</b>	<b>105.7</b>	<b>105.2</b>	<b>106.1</b>	<b>0.5</b>	<b>△0.4</b>	<b>450</b>	<b>0.02</b>	<b>△0.02</b>
医薬品・健康保持用摂取品	113.3	111.8	113.6	1.3	△0.3	122	0.02	0.00
保健医療用品・器具	109.9	109.3	114.6	0.5	△4.2	92	0.00	△0.04
保健医療サービス	100.1	100.1	98.9	0.0	1.3	236	0.00	0.03
<b>交通・通信</b>	<b>101.6</b>	<b>101.2</b>	<b>99.6</b>	<b>0.4</b>	<b>2.0</b>	<b>1687</b>	<b>0.06</b>	<b>0.30</b>
交通	112.9	112.6	110.5	0.2	2.2	114	0.00	0.03
自動車等関係費	111.7	111.1	111.4	0.6	0.3	1074	0.07	0.03
通信	77.2	77.4	71.8	△0.3	7.6	499	△0.01	0.25
<b>教育</b>	<b>77.1</b>	<b>77.1</b>	<b>84.4</b>	<b>0.0</b>	<b>△8.6</b>	<b>217</b>	<b>0.00</b>	<b>△0.14</b>
授業料等	54.4	54.4	67.8	0.0	△19.7	123	0.00	△0.15
教科書・学習参考教材	110.0	110.0	108.5	0.0	1.3	8	0.00	0.00
補習教育	106.3	106.3	105.6	0.0	0.7	86	0.00	0.01
<b>教養娯楽</b>	<b>116.3</b>	<b>115.9</b>	<b>114.9</b>	<b>0.3</b>	<b>1.2</b>	<b>993</b>	<b>0.03</b>	<b>0.12</b>
教養娯楽用耐久財	104.8	104.3	107.0	0.5	△2.1	74	0.00	△0.02
教養娯楽用品	116.6	116.2	116.5	0.4	0.1	268	0.01	0.00
書籍・他の印刷物	117.7	117.6	115.4	0.1	2.0	107	0.00	0.02
教養娯楽サービス	117.4	117.0	115.0	0.3	2.0	544	0.02	0.11
<b>諸雑費</b>	<b>106.9</b>	<b>106.9</b>	<b>105.9</b>	<b>0.1</b>	<b>1.0</b>	<b>717</b>	<b>0.00</b>	<b>0.07</b>
理美容サービス	105.8	105.8	104.5	0.0	1.2	128	0.00	0.01
理美容用品	105.7	105.5	103.9	0.1	1.7	180	0.00	0.03
身の回り用品	120.4	119.9	119.7	0.4	0.5	65	0.00	0.00
たばこ	117.0	117.0	115.1	0.0	1.7	45	0.00	0.01
他の諸雑費	103.7	103.7	103.3	0.0	0.4	299	0.00	0.01

「総務省統計局『小売物価統計調査』の調査票情報を独自集計」

## 香川県の雇用情勢（令和8年5月分）

- 5月の有効求人倍率（季調値） **1.36倍**（前月差 ▲0.03ポイント）
- 正社員の有効求人倍率（原数値） **1.17倍**（前年同月差 ▲0.08ポイント）
- 雇用情勢判断「求人が求職を上回って推移しているものの、このところ持ち直しの動きに弱さがみられる。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」

## 1 求人倍率

- 有効求人倍率(季調値)は、前月より0.03ポイント低下。178か月連続で1倍台(全国第10位、全国1.17倍)
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、前年同月より0.08ポイント低下(全国第10位、全国0.94倍)

年 月	7年12月	8年1月	2月	3月	4月	5月
有効求人倍率	1.41	1.43	1.40	1.40	1.39	<b>1.36</b>
正社員有効求人倍率	1.26	1.24	1.20	1.20	1.16	<b>1.17</b>

(注) 1. 有効求人倍率(季調値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。  
2. なお、有効求人倍率(季節値)の令和7年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。

## 2 新規求人

- 新規求人(原数値)は、6,899人(前年同月比 12.3%減) 2か月ぶりの減少  
増加した主な産業は、製造業、複合サービス事業、生活関連サービス業、娯楽業 等  
減少した主な産業は、サービス業(他に分類されないもの)、宿泊業、飲食サービス業、不動産業、物品賃貸業 等

年 月	7年12月	8年1月	2月	3月	4月	5月
前年同月比(%)	6.3	4.5	▲15.1	▲1.0	4.3	<b>▲12.3</b>

## 3 新規求職

- 新規求職(原数値)は、3,332人(前年同月比 7.9%減) 2か月連続の減少

年 月	7年12月	8年1月	2月	3月	4月	5月
前年同月比(%)	7.6	1.8	▲1.5	5.9	▲1.2	<b>▲7.9</b>

※令和3年9月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者が含まれている。

香川労働局発表  
令和8年6月30日(火)  
午前 8:30 解禁

## 1. 労働市場

### (1) 概況 有効求人倍率 1.36 倍 (前月を 0.03 ポイント下回る) 全国 10 位

5月の香川県の有効求人倍率(季節調整値で前月比)は、1.36倍(全国10位)と前月より0.03ポイント低下した。平成23年8月以降、178か月連続で1倍台となっている。

新規求人(原数値で前年同月比)は、産業別では、製造業、複合サービス事業、生活関連サービス業、娯楽業等で増加し、サービス業(他に分類されないもの)、宿泊業、飲食サービス業、不動産業、物品賃貸業等で減少となり、全体で12.3%減と2か月ぶりに減少した。有効求人(原数値で前年同月比)は、3.8%減と4か月連続で減少した。新規求職(原数値で前年同月比)は7.9%減と2か月連続で減少、有効求職(原数値で前年同月比)は5.5%増と9か月連続で増加した。

公共職業安定所別の有効求人倍率(原数値)は、高松1.38倍、丸亀1.24倍、坂出1.39倍、観音寺1.21倍、さぬき0.74倍、土庄1.70倍となった。

正社員の有効求人倍率(原数値で前年同月比)は、1.17倍と0.08ポイント低下した。正社員の新規求人は6.9%減、非正社員の新規求人は17.6%減となったことから、新規求人に占める正社員求人の割合は52.6%と前年同月より3.1ポイント上昇した。

このことから、香川県の雇用情勢判断を「**求人**が**求職**を上回って**推移**しているものの、このところ**持ち直しの動き**に弱さがみられる。今後も**物価上昇等**が**雇用**に与える**影響**に留意する必要がある。」とした。

#### ○ 有効求人倍率の推移 (季節調整値)

	7年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年 1月	2月	3月	4月	5月
香川県	1.50	1.48	1.48	1.45	1.44	1.42	1.39	1.41	1.43	1.40	1.40	1.39	<b>1.36</b>
四国	1.32	1.31	1.32	1.30	1.31	1.29	1.28	1.30	1.30	1.30	1.30	1.32	1.30
全国	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17

(注) 1. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む全数。 2. 令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改定。  
3. 有効求人倍率(季節調整値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

### (2) 正社員の職業紹介状況 有効求人倍率 1.17 倍 (前年同月を 0.08 ポイント下回る)

正社員の有効求人倍率は1.17倍となり、前年同月を0.08ポイント下回った。9か月連続で前年同月を下回った。

項目	年 月			前年同月比、差 (%、ポイント)
	8年4月	8年5月	7年5月	
正社員新規求人数 (人)	4,242	<b>3,629</b>	3,899	<b>▲6.9</b>
正社員有効求人数 (人)	11,422	<b>11,379</b>	11,458	<b>▲0.7</b>
正社員就職件数 (件)	503	<b>438</b>	455	<b>▲3.7</b>
常用フルタイム有効求職者数 (人)	9,862	<b>9,688</b>	9,180	<b>5.5</b>
正社員有効求人倍率 (倍)	1.16	<b>1.17</b>	1.25	<b>▲0.08</b>
正社員充足率 (%)	11.9	<b>12.1</b>	11.7	<b>0.4</b>

(注) 1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる)  
2. 充足率=正社員就職件数/正社員新規求人数×100

(3) 求人動向

新規求人数 6,899人 (前年同月比 12.3%減少)

パートを含む新規求人(原数値)は、前年同月比 12.3%減と2か月ぶりに減少した。産業別では、建設業(3.6%減)、製造業(8.3%増)、情報通信業(3.9%増)、運輸業、郵便業(1.9%増)、卸売業、小売業(8.9%減)、宿泊業、飲食サービス業(44.8%減)、生活関連サービス業、娯楽業(6.1%増)、医療、福祉(4.8%減)、サービス業(33.9%減)等となった。

○産業別新規求人数の前年同月比の推移

産 業	7年12月	8年1月	8年2月	8年3月	8年4月	8年5月
農 林 漁 業	▲ 24.3	77.8	▲ 33.3	11.1	119.2	▲ 23.0
鉱 業 , 採石業 , 砂利採取業	▲ 50.0	▲ 100.0	▲ 16.7	50.0	▲ 100.0	-
建 設 業	▲ 26.9	14.4	14.6	▲ 2.1	▲ 9.0	▲ 3.6
製 造 業	15.7	0.5	4.8	▲ 3.7	1.8	8.3
食 料 品 製 造 業	▲ 3.1	▲ 5.2	▲ 16.2	▲ 2.2	▲ 8.8	▲ 14.4
織 維 工 業	11.1	116.0	107.4	▲ 14.8	0.0	11.5
パルプ・紙・紙加工品製造業	40.0	35.4	69.2	▲ 8.5	▲ 13.8	58.5
印 刷 ・ 同 関 連 業	21.6	▲ 29.6	▲ 13.2	▲ 3.9	▲ 23.2	2.5
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	▲ 17.4	21.4	▲ 31.8	▲ 20.0	11.6	44.4
金 属 製 品	0.0	11.2	10.2	▲ 30.6	8.6	12.4
は ん 用 機 械 器 具	▲ 5.4	1.7	▲ 11.8	22.9	9.2	29.2
生 産 用 機 械 器 具	13.0	▲ 10.5	6.9	11.8	▲ 2.8	▲ 6.3
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路	183.3	260.0	▲ 78.9	▲ 27.8	262.5	▲ 27.3
電 気 機 械 器 具	24.2	▲ 12.2	8.3	52.6	18.0	25.8
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	▲ 14.6	▲ 27.5	40.0	▲ 13.1	▲ 5.9	20.7
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	7.1	21.1	▲ 16.7	21.4	▲ 66.7	66.7
情 報 通 信 業	95.8	▲ 32.7	▲ 13.2	242.9	▲ 5.3	3.9
運 輸 業 , 郵 便 業	▲ 22.3	20.3	▲ 9.0	▲ 35.7	24.5	1.9
卸 売 業 , 小 売 業	11.0	▲ 10.8	▲ 25.3	▲ 15.7	15.0	▲ 8.9
卸 売 業	14.6	▲ 10.6	▲ 16.3	▲ 36.9	41.1	▲ 15.4
小 売 業	8.1	▲ 10.9	▲ 30.3	1.7	0.9	▲ 4.2
金 融 業 , 保 険 業	19.6	28.6	▲ 10.5	▲ 2.8	▲ 33.7	33.3
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	▲ 8.2	▲ 1.9	▲ 50.6	▲ 6.4	▲ 23.9	▲ 42.8
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	43.8	21.3	▲ 7.1	11.7	39.8	▲ 12.2
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	▲ 20.8	▲ 15.6	▲ 18.5	▲ 3.0	▲ 16.0	▲ 44.8
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	3.5	24.0	13.7	15.2	7.5	6.1
教 育 , 学 習 支 援 業	▲ 35.3	28.4	▲ 62.0	▲ 15.4	▲ 9.8	▲ 11.4
医 療 , 福 祉	15.4	7.4	▲ 19.5	15.2	1.4	▲ 4.8
医 療 業	14.9	2.4	▲ 21.2	11.7	▲ 9.1	▲ 8.5
社 会 保 険 ・ 福 祉 ・ 介 護	15.4	11.0	▲ 17.3	17.0	10.2	▲ 1.5
複 合 サ ー ビ ス 事 業	10.0	▲ 11.0	0.0	78.9	▲ 24.3	180.0
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	25.0	1.6	▲ 26.9	▲ 2.2	13.8	▲ 33.9
公 務 ・ そ の 他	54.8	4.1	▲ 4.0	▲ 11.7	30.5	▲ 23.8

(注) パートタイムを含む全数。 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

- 建設業 一部充足等のため減少した。
- 製造業 パルプ・紙加工製造においては増員等のため増加、食料品製造においては一部充足等のため減少した。
- 運輸業、郵便業 増員等のため増加した。
- 卸売業、小売業 卸売業、小売業ともに一部充足等のため減少した。
- 不動産業、物品賃貸業 一部充足等のため減少した。
- 宿泊業、飲食サービス業 宿泊業においては求人提出時期のずれ等のため増加、飲食サービス業においては一部充足等のため減少した。
- 生活関連サービス業、娯楽業 求人提出時期のずれ等のため増加した。
- 医療、福祉 医療、福祉ともに求人提出時期のずれ等のため減少した。
- 複合サービス事業 求人提出時期のずれ等のため増加した。
- サービス業 昨年の瀬戸内国際芸術祭に関連する求人の反動等により減少した。

(4) 求職の動向

新規求職者数 3,332人 (前年同月比 7.9%減少)

パートを含む新規求職者(原数値)は、前年同月比 7.9%減と 2 か月連続で減少した。うち、一般求職者は 8.1%減と 2 か月連続の減少、パート求職者は 7.7%減と 2 か月連続で減少した。

○職業別常用有効求人倍率 (倍)

専 門 ・ 技 術 的 職 業	2.03
事 務 的 職 業	0.58
販 売 の 職 業	2.10
サ ー ビ ス の 職 業	2.74
生 産 工 程 の 職 業	2.29
輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	2.50
建 設 ・ 採 掘 の 職 業	6.23
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 の 職 業	1.01

(注)1. 各職業は、雇用期間 4 か月未満の臨時・季節を除きパートを含む常用の原数値。  
2. 職業分類は、平成 21 年 12 月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分。

※ 職業別の求人・求職の状況について、詳しくは香川労働局ホームページの「事例・統計情報」欄掲載の「労働市場情報」をご覧ください。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>)

[ 年齢別の動き ]

パートを除く常用新規求職者は前年同月比 8.0%減と 2 か月連続で減少した。常用有効求職者は前年同月比 5.5%増と 9 か月連続で増加した。

○年齢別常用求職者の前年同月比の推移 (%)

		年 齢 計	24 歳以下	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳以上	60 歳以上
常用 新規 求職	8 年 1 月	3.2	▲3.8	2.0	▲3.6	8.7	6.4	14.6
	2 月	▲3.4	▲8.2	▲6.0	▲12.0	▲3.8	7.2	15.3
	3 月	8.0	6.0	8.7	▲3.3	6.7	17.9	6.4
	4 月	▲0.5	▲1.4	4.0	▲0.9	▲1.3	▲2.4	▲1.4
	5 月	▲8.0	▲10.7	▲7.5	▲8.8	▲15.0	0.4	2.6
常用 有効 求職	8 年 1 月	5.0	▲3.0	3.2	3.9	5.6	9.8	7.2
	2 月	4.1	▲3.0	1.9	1.1	5.1	9.5	9.1
	3 月	4.0	▲2.3	2.2	1.5	2.7	11.0	9.1
	4 月	4.2	▲2.5	3.7	3.1	3.5	8.4	5.6
	5 月	5.5	▲1.5	3.4	2.4	5.3	12.5	11.0

(注)雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

[ 求職理由別の動き ]

パートを除く常用新規求職者のうち、在職者は前年同月比 1.5%減と 4 か月連続の減少、離職者は 11.6%減と 3 か月ぶりに減少した。うち、事業主都合離職者は 16.9%減と 5 か月ぶりの減少、自己都合離職者は 7.7%減と 2 か月連続で減少した。無業者は 4.6%減と 2 か月連続で減少した。

○求職理由別常用新規求職者の前年同月比 (%)

		年 齢 計	24 歳以下	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳以上	60 歳以上
計		▲8.0	▲10.7	▲7.5	▲8.8	▲15.0	0.4	2.6
求 職 理 由	在 職 者	▲1.5	▲10.5	10.9	▲8.8	▲4.6	4.0	2.9
	離 職 者	▲11.6	▲10.3	▲16.0	▲11.2	▲19.7	▲1.9	2.2
	事業主都合	▲16.9	28.6	▲21.9	▲25.0	▲45.2	14.8	15.1
	自己都合	▲7.7	▲12.0	▲13.7	▲8.4	▲10.3	5.4	22.4
無 業 者		▲4.6	▲12.2	▲4.2	25.0	▲26.7	21.1	9.1

(注)雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

(注) 令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

(5) 就職の動向 **就職件数 1,065 件 (前年同月比 8.8%減少)**

パートを含む就職件数は、前年同月比 8.8%減と 3 か月連続で減少した。うち一般は 5.6%減と 5 か月連続の減少、パートは 11.9%減と 3 か月連続の減少となった。

パートを含む新規就職率は 32.0%で、前年同月を 0.3 ポイント下回った。

○就職件数の前年同月比 (%)

	全 数	一 般	パート		
			44 歳以下	45 歳以上	
8 年 1 月	4.6	▲2.2	▲5.5	1.7	13.4
2 月	0.3	▲5.2	▲12.5	2.6	5.9
3 月	▲7.8	▲14.4	▲22.7	▲6.6	▲0.4
4 月	▲6.4	▲3.9	6.3	▲13.5	▲9.1
5 月	▲8.8	▲5.6	▲16.3	4.9	▲11.9

(注) 令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

(6) 雇用保険関係 **受給者実人員 3,471 人(前年同月比 15.4%増加)**

[ 受給者実人員の動き ]

受給者実人員は、前年同月比 15.4%増と 11 か月連続で増加した。

○年齢別受給者実人員 (人、%)

	受給者実人員	前年同月比
年 齢 計	3,471	15.4
29 歳以下	506	16.6
30～44 歳	873	17.8
45～59 歳	1,243	18.9
60 歳以上	849	7.7
44 歳以下	1,379	17.4
45 歳以上	2,092	14.1

[ 事業主都合離職者の動き ]

事業主都合離職者数は、前年同月比 17.8%増と 5 か月連続で増加した。

建設業は 3 か月ぶりの減少、製造業は 3 か月ぶりの減少、運輸、郵便業は 3 か月連続の減少、卸売・小売業は 2 か月連続の減少、宿泊業、飲食サービス業は 2 か月連続の増加、医療、福祉は 3 か月連続の増加、サービス業は 4 か月連続で増加した。

○産業別事業主都合離職者 (人、%)

	事業主都合離職者数	前年同月比
産 業 計	159	17.8
建設業	11	▲15.4
製造業	14	▲67.4
運輸、郵便業	5	▲66.7
卸売・小売業	20	▲20.0
宿泊、飲食サービス業	18	80.0
医療、福祉	29	93.3
サービス業	29	383.3

(注) 1. 「高年齢+特例」被保険者を含む。

## 2. 経済情勢（2026年6月10日 日本銀行高松支店「香川県金融経済概況」より抜粋）

### 概況

- 香川県内の景気は、持ち直している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は緩やかな増加基調にある。住宅投資は弱い動きとなっている。公共投資は持ち直している。こうした中、企業の生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

### 実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。3月短観における設備投資（全産業）をみると、2025年度は、前年を上回る見込みとなっている。2026年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、緩やかな増加基調にある。大型小売店の売上は、緩やかな増加基調にある。コンビニエンスストア売上高は、堅調に推移している。乗用車販売は、持ち直している。家電販売は、持ち直している。サービス消費は、回復を続けている。

主要観光地の入込客数（2～4月）は、概ね前年並みとなった。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

公共投資は、持ち直している。

- 企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。  
化学は、増加している。食料品は、横ばい圏内の動きとなっている。汎用・生産用機械は、持ち直しの動きがみられる。金属製品は、弱めの動きとなっている。電気機械は、緩やかに持ち直している。輸送機械は、生産水準が幾分上昇している。
- 雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。
- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、0%台半ばのプラスとなっている。

2026年5月分

職業別 求人・求職状況  
( 常用的パートタイム )

香川労働局

有効求人数		有効求人倍率 (倍)		有効求職者数			
	構成比				構成比	男	女
6,964	100.0%	0.94	職業計	7,385	100.0%	2,547	4,835
4	0.1%	0.67	A 管理的職業従事者	6	0.1%	5	1
1,183	17.0%	1.56	B 専門的・技術的職業従事者	758	10.3%	159	599
2	0.0%	0.25	07製造技術者(開発)	8	0.1%	8	0
4	0.1%	0.15	08製造技術者(開発を除く)	26	0.4%	15	11
4	0.1%	0.18	09建築・土木・測量技術者	22	0.3%	20	2
33	0.5%	0.79	12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	42	0.6%	16	26
363	5.2%	1.53	13保健師, 助産師, 看護師	238	3.2%	11	227
167	2.4%	3.15	14医療技術者	53	0.7%	6	47
35	0.5%	1.17	15その他の保健医療従事者	30	0.4%	5	25
399	5.7%	2.18	16社会福祉専門職業従事者	183	2.5%	19	164
3	0.0%	0.07	22美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者	44	0.6%	5	39
159	2.3%	1.96	05.06.17~21.23.24その他の専門的職業	81	1.1%	28	53
827	11.9%	0.60	C 事務従事者	1,374	18.6%	242	1,132
624	9.0%	0.51	25一般事務従事者	1,227	16.6%	199	1,028
102	1.5%	1.76	26会計事務従事者	58	0.8%	18	40
42	0.6%	2.21	28営業・販売事務従事者	19	0.3%	3	16
607	8.7%	2.14	D 販売従事者	283	3.8%	64	219
466	6.7%	1.84	32商品販売従事者	253	3.4%	46	207
19	0.3%	0.95	34営業職業従事者	20	0.3%	15	5
2,282	32.8%	3.18	E サービス職業従事者	717	9.7%	146	571
663	9.5%	3.62	36介護サービス職業従事者	183	2.5%	29	154
106	1.5%	2.59	37保健医療サービス職業従事者	41	0.6%	2	39
118	1.7%	4.54	38生活衛生サービス職業従事者	26	0.4%	3	23
585	8.4%	2.90	39飲食物調理従事者	202	2.7%	31	171
524	7.5%	4.23	40接客・給仕職業従事者	124	1.7%	21	103
88	1.3%	1.83	41居住施設・ビル等管理人	48	0.6%	42	6
193	2.8%	2.17	42その他のサービス職業従事者	89	1.2%	18	71
127	1.8%	2.40	F 保安職業従事者	53	0.7%	51	2
94	1.3%	1.29	G 農林漁業従事者	73	1.0%	45	28
336	4.8%	1.20	H 生産工程従事者	280	3.8%	129	151
0	0.0%	0.00	49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	6	0.1%	6	0
7	0.1%	0.70	50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	10	0.1%	5	5
17	0.2%	0.94	52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	18	0.2%	14	4
205	2.9%	1.43	53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	143	1.9%	46	97
46	0.7%	2.56	54機械組立従事者	18	0.2%	13	5
38	0.5%	3.45	55機械整備・修理従事者	11	0.1%	9	2
4	0.1%	0.36	57製品検査従事者(金属製品を除く)	11	0.1%	1	10
1	0.0%	1.00	58機械検査従事者	1	0.0%	1	0
14	0.2%	0.25	59生産関連・生産類似作業従事者	55	0.7%	29	26
160	2.3%	1.32	I 輸送・機械運転従事者	121	1.6%	116	5
141	2.0%	1.72	61自動車運転従事者	82	1.1%	78	4
3	0.0%	0.14	64定置・建設機械運転従事者	22	0.3%	21	1
12	0.2%	0.41	J 建設・採掘従事者	29	0.4%	24	5
5	0.1%	5.00	65建設躯体工事従事者	1	0.0%	0	1
5	0.1%	0.83	66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	6	0.1%	5	1
0	0.0%	0.00	67電気工事従事者	11	0.1%	10	1
2	0.0%	0.18	68土木作業従事者	11	0.1%	9	2
1,332	19.1%	0.94	K 運搬・清掃・包装等従事者	1,411	19.1%	615	795
248	3.6%	1.61	70運搬従事者	154	2.1%	106	48
518	7.4%	1.35	71清掃従事者	384	5.2%	164	219
81	1.2%	1.13	72包装従事者	72	1.0%	12	60
1,362	19.6%	2.70	(福祉関連計)	504	6.8%	52	452

\* 平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分により表章したもの。

\* 有効求職者数には、オンライン上で求職登録した求職者数を含む。

2026年5月分

# 職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

香川労働局

単位：円

職業計	フルタイム (月額)		パート (時間額)		求職者希望賃金
	上限	下限	上限	下限	フルタイム (月額)
職業計	284,895	~ 218,437	1,295	~ 1,178	223,289
A 管理的職業従事者	334,189	~ 249,387	1,925	~ 1,100	232,000
B 専門的・技術的職業従事者	311,474	~ 235,265	1,632	~ 1,405	246,015
07製造技術者(開発)	291,083	~ 212,774	1,200	~ 1,200	
08製造技術者(開発を除く)	327,165	~ 239,403	-	~ -	
09建築・土木・測量技術者	406,996	~ 255,091	-	~ -	
12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	494,737	~ 349,159	2,903	~ 2,385	
13保健師, 助産師, 看護師	280,001	~ 227,122	1,566	~ 1,388	
14医療技術者	299,532	~ 238,038	1,782	~ 1,448	
16社会福祉専門職業従事者	285,448	~ 228,657	1,427	~ 1,222	
C 事務従事者	242,439	~ 200,027	1,232	~ 1,149	201,928
25一般事務従事者	225,913	~ 192,810	1,230	~ 1,156	
26会計事務従事者	268,685	~ 199,143	1,241	~ 1,086	
28営業・販売事務従事者	284,663	~ 223,989	1,322	~ 1,179	
D 販売従事者	305,179	~ 225,430	1,153	~ 1,081	238,235
32商品販売従事者	257,618	~ 197,016	1,155	~ 1,093	
34営業職業従事者	316,809	~ 232,568	1,279	~ 1,212	
E サービス職業従事者	242,201	~ 202,499	1,253	~ 1,129	208,074
36介護サービス職業従事者	242,547	~ 202,896	1,323	~ 1,156	
37保健医療サービス職業従事者	213,385	~ 186,492	1,268	~ 1,134	
39飲食調理従事者	230,175	~ 203,483	1,205	~ 1,103	
40接客・給仕職業従事者	262,597	~ 213,352	1,196	~ 1,103	
41居住施設・ビル等管理人	205,198	~ 186,781	1,125	~ 1,119	
F 保安職業従事者	232,623	~ 196,670	1,246	~ 1,112	179,000
G 農林漁業従事者	232,235	~ 194,371	1,142	~ 1,064	226,875
H 生産工程従事者	275,249	~ 208,185	1,166	~ 1,090	211,565
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	260,413	~ 208,138	1,060	~ 1,040	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	288,254	~ 217,261	1,346	~ 1,112	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	241,980	~ 197,698	1,152	~ 1,085	
55機械整備・修理従事者	319,922	~ 218,050	1,106	~ 1,069	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	228,534	~ 189,184	-	~ -	
58機械検査従事者	227,024	~ 182,707	-	~ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	297,210	~ 211,139	1,040	~ 1,040	
I 輸送・機械運転従事者	316,333	~ 243,792	1,340	~ 1,203	266,579
61自動車運転従事者	322,796	~ 251,186	1,344	~ 1,200	
64定置・建設機械運転従事者	332,972	~ 226,688	1,200	~ 1,200	
J 建設・採掘従事者	339,600	~ 215,929	1,333	~ 1,145	232,000
65建設躯体工事従事者	328,079	~ 214,850	1,200	~ 1,036	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	367,652	~ 234,203	1,500	~ 1,300	
67電気工事従事者	316,595	~ 200,222	-	~ -	
68土木作業従事者	333,616	~ 210,307	1,300	~ 1,100	
K 運搬・清掃・包装等従事者	240,694	~ 204,831	1,143	~ 1,106	206,183
70運搬従事者	252,743	~ 208,606	1,244	~ 1,172	
71清掃従事者	230,902	~ 199,458	1,118	~ 1,100	
72包装従事者	203,667	~ 191,855	1,155	~ 1,091	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	232,195	~ 204,156	1,128	~ 1,081	

\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2026年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金  
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 高松

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)	
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限		(時間額) 下限
職業計	295,817	～	223,934	1,303	～ 1,196	220,601
A 管理的職業従事者	405,075	～	264,198	1,925	～ 1,100	227,500
B 専門的・技術的職業従事者	321,662	～	240,746	1,655	～ 1,458	242,353
07製造技術者(開発)	284,082	～	219,182	1,200	～ 1,200	
08製造技術者(開発を除く)	349,534	～	249,677	-	～ -	
09建築・土木・測量技術者	422,102	～	268,502	-	～ -	
12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	578,333	～	391,033	2,733	～ 2,340	
13保健師, 助産師, 看護師	282,200	～	233,729	1,578	～ 1,432	
14医療技術者	296,788	～	237,035	1,792	～ 1,474	
16社会福祉専門職業従事者	287,917	～	230,550	1,357	～ 1,198	
C 事務従事者	245,783	～	202,803	1,234	～ 1,149	204,928
25一般事務従事者	230,379	～	195,590	1,231	～ 1,155	
26会計事務従事者	268,151	～	205,798	1,260	～ 1,103	
28営業・販売事務従事者	298,425	～	237,486	1,309	～ 1,154	
D 販売従事者	307,865	～	230,485	1,147	～ 1,094	253,333
32商品販売従事者	267,054	～	197,290	1,134	～ 1,083	
34営業職業従事者	318,435	～	239,122	1,400	～ 1,300	
E サービス職業従事者	248,824	～	205,312	1,228	～ 1,126	210,649
36介護サービス職業従事者	248,642	～	207,743	1,300	～ 1,151	
37保健医療サービス職業従事者	213,754	～	185,375	1,230	～ 1,154	
39飲食調理従事者	232,724	～	205,788	1,213	～ 1,104	
40接客・給仕職業従事者	279,307	～	222,646	1,207	～ 1,123	
41居住施設・ビル等管理人	205,198	～	186,781	1,116	～ 1,116	
F 保安職業従事者	219,564	～	192,280	1,246	～ 1,112	198,333
G 農林漁業従事者	225,987	～	188,237	1,108	～ 1,073	216,364
H 生産工程従事者	292,138	～	210,047	1,131	～ 1,081	217,857
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	335,313	～	205,042	1,040	～ 1,040	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	310,655	～	217,540	-	～ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	258,705	～	202,983	1,145	～ 1,086	
55機械整備・修理従事者	289,103	～	213,138	1,123	～ 1,079	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	～	-	-	～ -	
58機械検査従事者	-	～	-	-	～ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	346,766	～	209,637	-	～ -	
I 輸送・機械運転従事者	339,150	～	246,662	1,511	～ 1,245	238,966
61自動車運転従事者	342,987	～	254,832	1,511	～ 1,245	
64定置・建設機械運転従事者	347,788	～	233,598	-	～ -	
J 建設・採掘従事者	349,413	～	224,307	1,400	～ 1,200	235,789
65建設躯体工事従事者	349,650	～	221,200	-	～ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	381,462	～	243,689	1,500	～ 1,300	
67電気工事従事者	320,112	～	195,794	-	～ -	
68土木作業従事者	323,450	～	223,395	1,300	～ 1,100	
K 運搬・清掃・包装等従事者	244,297	～	208,611	1,138	～ 1,106	213,443
70運搬従事者	252,306	～	213,417	1,199	～ 1,149	
71清掃従事者	231,094	～	203,785	1,135	～ 1,116	
72包装従事者	221,000	～	180,000	1,036	～ 1,036	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	236,310	～	202,604	1,122	～ 1,079	

\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2026年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金  
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 丸亀

単位：円

	求 人 賃 金					求職者希望賃金 フルタイム (月額)	
	フルタイム 上限	(月額)		パート 上限	(時間額) 下限		
職業計	271,615	～	213,031	1,301	～	1,174	224,918
A 管理的職業従事者	288,800	～	246,160	-	～	-	250,000
B 専門的・技術的職業従事者	284,782	～	228,904	1,533	～	1,309	216,170
07製造技術者(開発)	256,667	～	200,000	-	～	-	
08製造技術者(開発を除く)	261,040	～	212,440	-	～	-	
09建築・土木・測量技術者	390,476	～	244,308	-	～	-	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	351,233	～	280,233	1,165	～	1,134	
13保健師、助産師、看護師	266,773	～	215,858	1,399	～	1,292	
14医療技術者	307,800	～	246,450	2,000	～	1,800	
16社会福祉専門職業従事者	289,695	～	235,677	1,585	～	1,294	
C 事務従事者	227,032	～	194,797	1,252	～	1,167	198,511
25一般事務従事者	206,613	～	183,584	1,229	～	1,170	
26会計事務従事者	204,961	～	184,847	1,330	～	1,084	
28営業・販売事務従事者	259,500	～	203,917	1,333	～	1,250	
D 販売従事者	320,433	～	217,845	1,157	～	1,091	223,125
32商品販売従事者	214,167	～	194,167	1,157	～	1,091	
34営業職業従事者	331,307	～	219,613	-	～	-	
E サービス職業従事者	227,991	～	199,455	1,274	～	1,122	205,556
36介護サービス職業従事者	232,918	～	199,153	1,229	～	1,093	
37保健医療サービス職業従事者	211,186	～	184,657	1,246	～	1,127	
39飲食調理従事者	207,647	～	200,397	1,150	～	1,100	
40接客・給仕職業従事者	210,044	～	202,163	1,140	～	1,081	
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～	-	
F 保安職業従事者	258,960	～	196,040	-	～	-	100,000
G 農林漁業従事者	-	～	-	-	～	-	250,000
H 生産工程従事者	273,892	～	214,033	1,196	～	1,130	214,167
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	236,701	～	204,361	-	～	-	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	272,457	～	223,832	1,475	～	1,075	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	217,559	～	196,470	1,131	～	1,131	
55機械整備・修理従事者	391,192	～	233,615	1,100	～	1,050	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	197,932	～	181,265	-	～	-	
58機械検査従事者	195,040	～	184,511	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	251,177	～	219,107	1,040	～	1,040	
I 輸送・機械運転従事者	267,651	～	221,679	1,324	～	1,234	316,190
61自動車運転従事者	270,737	～	219,955	1,326	～	1,226	
64定置・建設機械運転従事者	307,420	～	223,980	-	～	-	
J 建設・採掘従事者	343,142	～	206,287	-	～	-	233,333
65建設躯体工事従事者	302,848	～	211,005	-	～	-	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	338,407	～	211,768	-	～	-	
67電気工事従事者	342,635	～	217,175	-	～	-	
68土木作業従事者	356,066	～	202,129	-	～	-	
K 運搬・清掃・包装等従事者	238,542	～	196,151	1,130	～	1,104	203,750
70運搬従事者	256,889	～	195,798	1,278	～	1,208	
71清掃従事者	234,484	～	192,617	1,098	～	1,088	
72包装従事者	210,800	～	204,320	1,163	～	1,097	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	213,042	～	194,851	1,105	～	1,090	

\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2026年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金  
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 坂出

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	フルタイム (月額)
職業計	278,911	～ 216,012	1,271	～ 1,163	218,583
A 管理的職業従事者	267,000	～ 231,000	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	312,823	～ 235,360	1,680	～ 1,472	242,105
07製造技術者(開発)	316,667	～ 209,667	-	～ -	
08製造技術者(開発を除く)	210,000	～ 178,000	-	～ -	
09建築・土木・測量技術者	337,800	～ 233,400	-	～ -	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	462,067	～ 345,733	-	～ -	
13保健師、助産師、看護師	318,100	～ 227,274	1,617	～ 1,417	
14医療技術者	327,756	～ 253,369	2,000	～ 1,400	
16社会福祉専門職業従事者	291,966	～ 224,804	1,290	～ 1,170	
C 事務従事者	258,935	～ 197,003	1,195	～ 1,143	212,059
25一般事務従事者	234,900	～ 192,904	1,198	～ 1,150	
26会計事務従事者	324,519	～ 201,391	-	～ -	
28営業・販売事務従事者	290,020	～ 225,680	1,500	～ 1,300	
D 販売従事者	291,669	～ 220,367	1,220	～ 1,074	227,778
32商品販売従事者	186,840	～ 186,840	1,220	～ 1,074	
34営業職業従事者	310,729	～ 226,462	-	～ -	
E サービス職業従事者	262,803	～ 217,834	1,256	～ 1,121	192,500
36介護サービス職業従事者	265,097	～ 221,762	1,363	～ 1,186	
37保健医療サービス職業従事者	234,133	～ 201,033	1,200	～ 1,100	
39飲食調理従事者	275,788	～ 219,121	1,183	～ 1,071	
40接客・給仕職業従事者	278,333	～ 223,333	1,234	～ 1,095	
41居住施設・ビル等管理人	-	～ -	-	～ -	
F 保安職業従事者	216,000	～ 198,720	-	～ -	-
G 農林漁業従事者	-	～ -	-	～ -	300,000
H 生産工程従事者	275,700	～ 208,942	1,167	～ 1,102	215,333
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	253,910	～ 193,725	1,080	～ 1,040	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	298,852	～ 220,058	-	～ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	250,724	～ 201,688	1,205	～ 1,118	
55機械整備・修理従事者	272,000	～ 207,290	-	～ -	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	330,000	～ 234,000	-	～ -	
58機械検査従事者	300,000	～ 180,000	-	～ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	289,350	～ 199,450	-	～ -	
I 輸送・機械運転従事者	291,328	～ 237,736	1,238	～ 1,193	272,857
61自動車運転従事者	292,607	～ 241,944	1,243	～ 1,193	
64定置・建設機械運転従事者	380,000	～ 230,000	1,200	～ 1,200	
J 建設・採掘従事者	312,318	～ 203,245	-	～ -	216,667
65建設躯体工事従事者	310,975	～ 203,175	-	～ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	358,800	～ 234,600	-	～ -	
67電気工事従事者	240,000	～ 180,000	-	～ -	
68土木作業従事者	308,500	～ 193,450	-	～ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	235,752	～ 207,498	1,167	～ 1,106	208,000
70運搬従事者	238,683	～ 203,314	1,240	～ 1,155	
71清掃従事者	168,990	～ 168,990	1,084	～ 1,047	
72包装従事者	211,400	～ 197,686	1,043	～ 1,043	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	302,225	～ 257,525	1,208	～ 1,128	

\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2026年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金  
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 観音寺

単位：円

職業計	求人賃金				求職者希望賃金		
	フルタイム 上限	(月額) ～ 下限		パート 上限	(時間額) ～ 下限	フルタイム (月額)	
職業計	271,868	～	213,241	1,239	～	1,128	209,609
A 管理的職業従事者	330,000	～	238,976	-	～	-	-
B 専門的・技術的職業従事者	296,171	～	210,812	1,562	～	1,238	216,957
07製造技術者(開発)	370,000	～	250,000	-	～	-	-
08製造技術者(開発を除く)	-	～	-	-	～	-	-
09建築・土木・測量技術者	379,760	～	226,829	-	～	-	-
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	420,000	～	260,000	-	～	-	-
13保健師、助産師、看護師	272,464	～	202,055	2,000	～	1,300	-
14医療技術者	295,443	～	219,329	1,688	～	1,300	-
16社会福祉専門職業従事者	263,319	～	195,876	1,503	～	1,219	-
C 事務従事者	236,260	～	200,242	1,196	～	1,107	184,444
25一般事務従事者	223,045	～	190,889	1,187	～	1,107	-
26会計事務従事者	245,000	～	182,500	-	～	-	-
28営業・販売事務従事者	232,128	～	186,738	1,283	～	1,129	-
D 販売従事者	280,298	～	215,893	1,135	～	1,108	214,000
32商品販売従事者	245,062	～	197,840	1,143	～	1,114	-
34営業職業従事者	301,439	～	226,724	1,036	～	1,036	-
E サービス職業従事者	218,452	～	183,382	1,268	～	1,144	229,091
36介護サービス職業従事者	227,838	～	181,439	1,357	～	1,164	-
37保健医療サービス職業従事者	180,000	～	175,000	1,500	～	1,100	-
39飲食調理従事者	214,964	～	195,470	1,207	～	1,127	-
40接客・給仕職業従事者	156,644	～	156,644	1,173	～	1,165	-
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～	-	-
F 保安職業従事者	259,280	～	211,688	-	～	-	166,667
G 農林漁業従事者	225,000	～	180,000	1,118	～	1,036	233,333
H 生産工程従事者	253,075	～	201,444	1,181	～	1,055	202,500
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	263,237	～	216,570	-	～	-	-
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	266,157	～	207,220	1,200	～	1,050	-
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	233,527	～	194,113	1,193	～	1,055	-
55機械整備・修理従事者	312,689	～	215,922	1,060	～	1,060	-
57製品検査従事者(金属製品を除く)	224,715	～	186,832	-	～	-	-
58機械検査従事者	250,000	～	180,000	-	～	-	-
59生産関連・生産類似作業従事者	260,200	～	214,967	-	～	-	-
I 輸送・機械運転従事者	362,752	～	295,174	1,275	～	1,165	261,667
61自動車運転従事者	378,970	～	310,795	1,275	～	1,165	-
64定置・建設機械運転従事者	240,736	～	175,936	-	～	-	-
J 建設・採掘従事者	338,653	～	219,605	1,200	～	1,036	203,333
65建設躯体工事従事者	377,467	～	226,300	1,200	～	1,036	-
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	307,500	～	192,500	-	～	-	-
67電気工事従事者	328,000	～	259,000	-	～	-	-
68土木作業従事者	332,441	～	218,851	-	～	-	-
K 運搬・清掃・包装等従事者	246,177	～	214,686	1,116	～	1,098	193,529
70運搬従事者	261,708	～	227,621	1,224	～	1,173	-
71清掃従事者	380,000	～	240,000	1,075	～	1,075	-
72包装従事者	186,957	～	178,657	1,100	～	1,100	-
73その他の運搬・清掃・包装従事者	175,500	～	175,500	1,110	～	1,058	-

\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2026年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金  
(臨時を除く、常用)

ハローワーク さぬき

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)	
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限		(時間額) 下限
職業計	276,669	～	208,200	1,334	～ 1,169	244,455
A 管理的職業従事者	-	～	-	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	316,015	～	230,178	1,862	～ 1,462	200,000
07製造技術者(開発)	330,000	～	194,000	-	～ -	
08製造技術者(開発を除く)	305,000	～	224,500	-	～ -	
09建築・土木・測量技術者	351,667	～	210,833	-	～ -	
12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	575,000	～	375,000	6,000	～ 4,000	
13保健師, 助産師, 看護師	287,647	～	230,259	2,075	～ 1,465	
14医療技術者	282,000	～	225,375	1,500	～ 1,200	
16社会福祉専門職業従事者	291,974	～	224,424	1,277	～ 1,154	
C 事務従事者	249,700	～	201,318	1,262	～ 1,168	185,200
25一般事務従事者	230,778	～	188,131	1,326	～ 1,205	
26会計事務従事者	-	～	-	1,036	～ 1,036	
28営業・販売事務従事者	420,000	～	320,000	-	～ -	
D 販売従事者	257,525	～	197,088	1,142	～ 1,040	191,429
32商品販売従事者	350,000	～	210,000	1,200	～ 1,036	
34営業職業従事者	244,314	～	195,243	-	～ -	
E サービス職業従事者	238,515	～	195,362	1,375	～ 1,196	212,000
36介護サービス職業従事者	245,692	～	190,770	1,924	～ 1,502	
37保健医療サービス職業従事者	-	～	-	-	～ -	
39飲食調理従事者	200,000	～	186,000	1,148	～ 1,080	
40接客・給仕職業従事者	237,000	～	207,667	1,198	～ 1,054	
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～ -	
F 保安職業従事者	-	～	-	-	～ -	-
G 農林漁業従事者	239,396	～	203,018	1,238	～ 1,069	-
H 生産工程従事者	265,479	～	197,400	1,190	～ 1,075	197,273
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	-	～	-	-	～ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	280,875	～	211,967	1,290	～ 1,179	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	258,011	～	194,020	1,133	～ 1,049	
55機械整備・修理従事者	297,393	～	202,569	-	～ -	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	177,941	～	177,941	-	～ -	
58機械検査従事者	-	～	-	-	～ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	295,313	～	198,700	-	～ -	
I 輸送・機械運転従事者	355,983	～	238,317	1,225	～ 1,063	240,000
61自動車運転従事者	347,180	～	241,980	1,225	～ 1,063	
64定置・建設機械運転従事者	400,000	～	220,000	-	～ -	
J 建設・採掘従事者	281,313	～	194,975	-	～ -	263,333
65建設躯体工事従事者	-	～	-	-	～ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	-	～	-	-	～ -	
67電気工事従事者	273,450	～	199,000	-	～ -	
68土木作業従事者	283,933	～	193,633	-	～ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	235,853	～	196,921	1,253	～ 1,171	198,333
70運搬従事者	262,300	～	207,942	1,338	～ 1,263	
71清掃従事者	-	～	-	-	～ -	
72包装従事者	195,440	～	185,440	-	～ -	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	210,890	～	175,800	1,169	～ 1,079	

\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2026年5月分

# 職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク土庄

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	フルタイム (月額)
<b>職業計</b>	287,674	~ 214,728	1,257	~ 1,114	204,545
<b>A 管理的職業従事者</b>	-	~ -	-	~ -	-
<b>B 専門的・技術的職業従事者</b>	327,506	~ 239,656	1,600	~ 1,233	270,000
07製造技術者(開発)	200,000	~ 180,800	-	~ -	
08製造技術者(開発を除く)	-	~ -	-	~ -	
09建築・土木・測量技術者	421,308	~ 248,923	-	~ -	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	268,700	~ 268,700	-	~ -	
13保健師、助産師、看護師	252,839	~ 241,289	2,200	~ 1,330	
14医療技術者	250,400	~ 242,700	-	~ -	
16社会福祉専門職業従事者	257,258	~ 224,833	1,350	~ 1,250	
<b>C 事務従事者</b>	227,272	~ 200,165	1,200	~ 1,100	170,000
25一般事務従事者	222,720	~ 200,177	1,200	~ 1,100	
26会計事務従事者	-	~ -	-	~ -	
28営業・販売事務従事者	291,000	~ 200,000	-	~ -	
<b>D 販売従事者</b>	375,000	~ 215,500	1,233	~ 1,156	-
32商品販売従事者	-	~ -	1,233	~ 1,156	
34営業職業従事者	375,000	~ 215,500	-	~ -	
<b>E サービス職業従事者</b>	249,115	~ 195,382	1,237	~ 1,109	171,429
36介護サービス職業従事者	247,268	~ 199,079	1,200	~ 1,040	
37保健医療サービス職業従事者	191,790	~ 191,790	-	~ -	
39飲食調理従事者	272,710	~ 185,570	1,375	~ 1,185	
40接客・給仕職業従事者	400,000	~ 200,000	1,200	~ 1,090	
41居住施設・ビル等管理人	-	~ -	1,400	~ 1,200	
<b>F 保安職業従事者</b>	-	~ -	-	~ -	-
<b>G 農林漁業従事者</b>	-	~ -	1,050	~ 1,036	-
<b>H 生産工程従事者</b>	286,856	~ 204,146	1,100	~ 1,100	-
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	-	~ -	-	~ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	278,208	~ 196,750	-	~ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	246,667	~ 201,333	1,100	~ 1,100	
55機械整備・修理従事者	316,600	~ 213,150	-	~ -	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	285,750	~ 196,950	-	~ -	
58機械検査従事者	-	~ -	-	~ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	-	~ -	-	~ -	
<b>I 輸送・機械運転従事者</b>	287,720	~ 201,520	1,090	~ 1,060	200,000
61自動車運転従事者	304,650	~ 201,900	1,090	~ 1,060	
64定置・建設機械運転従事者	220,000	~ 200,000	-	~ -	
<b>J 建設・採掘従事者</b>	306,290	~ 221,670	-	~ -	190,000
65建設躯体工事従事者	-	~ -	-	~ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	313,600	~ 202,700	-	~ -	
67電気工事従事者	276,000	~ 207,000	-	~ -	
68土木作業従事者	308,529	~ 229,186	-	~ -	
<b>K 運搬・清掃・包装等従事者</b>	227,397	~ 188,659	1,258	~ 1,085	175,000
70運搬従事者	241,917	~ 190,267	1,650	~ 1,100	
71清掃従事者	192,774	~ 192,774	1,204	~ 1,090	
72包装従事者	-	~ -	1,500	~ 1,200	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	174,900	~ 174,900	1,167	~ 1,047	


\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

# 2026(令和8)年度 労働行政のとりくみ

働きがいのある香川  
ひとりひとりが輝く  
未来のために

 厚生労働省

香川労働局

労働基準監督署 公共職業安定所(ハローワーク)  
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>



# INDEX

<b>第1</b>	<b>香川労働局における行政運営にあたって</b>	01
<b>第2</b>	<b>企業の人材確保に向けた支援</b>	04
1	人手不足対策	05
2	リ・スキリング、労働移動の円滑化	06
3	多様な人材の活躍促進	08
<b>第3</b>	<b>女性活躍推進に向けた取組等</b>	10
1	男女間賃金差異等に係る情報公表を契機とした 女性活躍推進に向けた取組及び 女性の健康上の特性に係る取組の推進等	11
2	マザーズハローワーク等による 子育て中の女性等に対する就職支援の実施	12
3	仕事と育児・介護の両立支援、 多様な働き方の実現に向けた環境整備、 ワーク・ライフ・バランスの促進	13
<b>第4</b>	<b>安全に安心して働くことができる 魅力ある職場づくりに向けた取組</b>	16
1	安全で健康に働くことができる環境づくり	16
2	総合的なハラスメント防止対策の推進	23
3	労働保険適用徴収業務の適正な運営	24
<b>第5</b>	<b>賃金の引上げに向けた支援</b>	25
1	最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、 非正規雇用労働者への支援	25

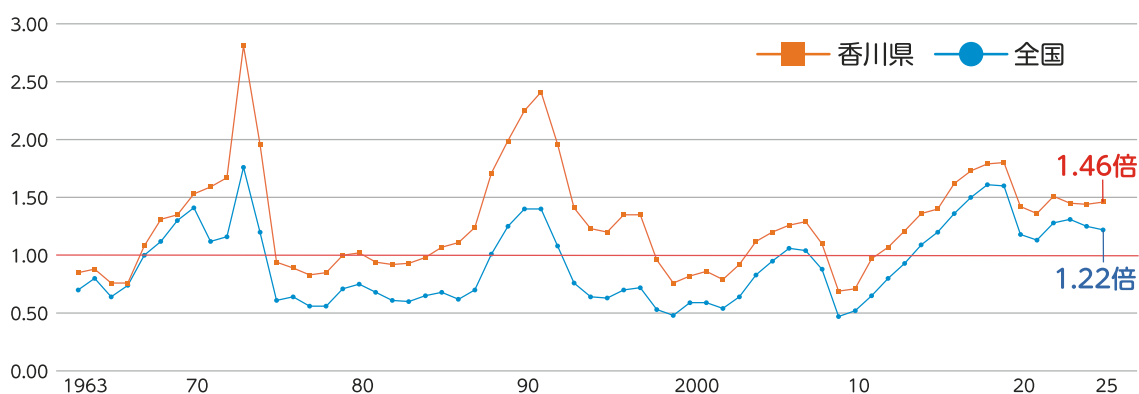
# 第1 香川労働局における行政運営にあたって

## ～働きがいのある香川ひとりひとりが輝く未来のために～

近年、我が国の生産年齢人口(※1)は減少していますが、2025年の労働力人口(※2)は7,004万人と10年前から約380万人増加しており、増加の9割以上が女性となっています。

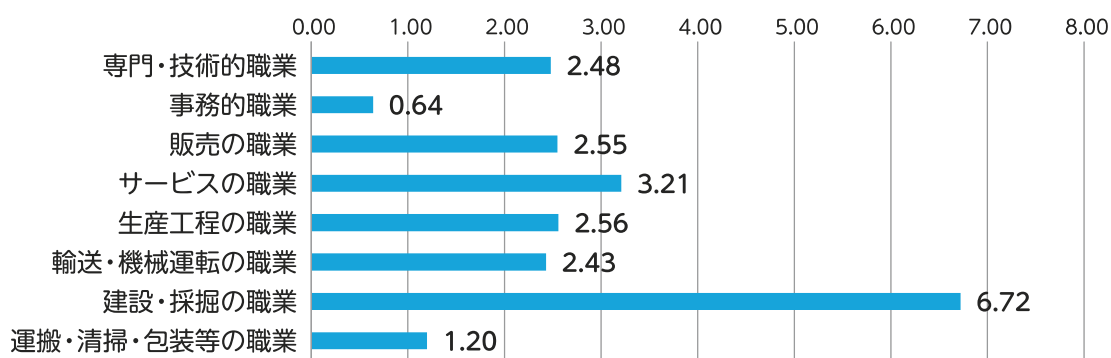
香川県では、労働力人口が減少しつつある一方、有効求人倍率は全国を上回って推移しており、2012年(平成24年)以降は1倍を超え、令和7年の香川県の有効求人倍率(原数値)は1.46倍で全国4位となっており、県内企業の「人手不足」は深刻化しています。

有効求人倍率の推移(全国及び香川、年平均)



令和7年の香川県における求人数は求職者数を約7千人上回っていますが、職種別の求人倍率をみると、「事務的職業」が1倍を下回っているのに対し、「専門・技術的職業」「販売」「サービス」「生産工程」「輸送・機械運転」「建設・採掘」などの職業では2倍を大きく上回っており、人材が不足している分野に対する人材確保の支援が重要となっています。

職業別常用有効求人倍率(令和7年12月)



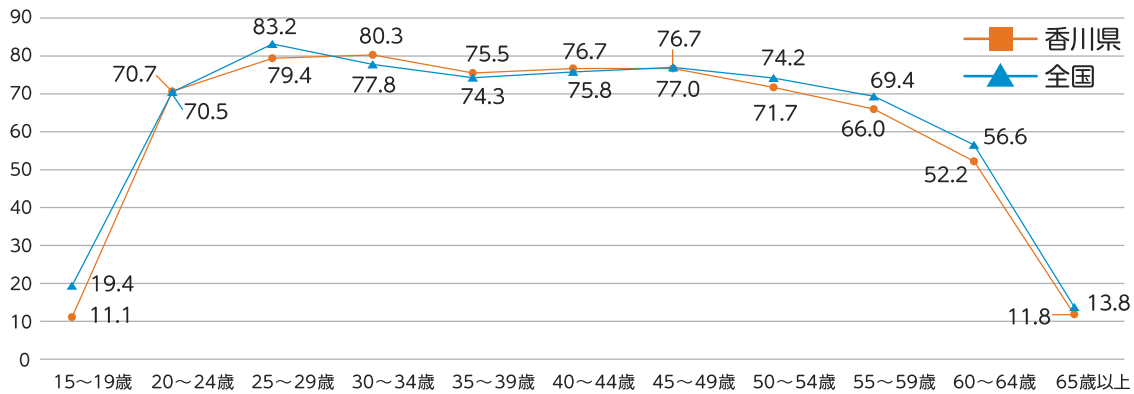
香川県における女性活躍推進の状況を見ると、女性の就業率(※3)は50.8%(全国第35位)と全国平均を2.4ポイント下回っているほか、女性活躍推進に関する各指標は全国下位又は平均を下回っているものが多くなっています。香川県の女性の就業率を全国平均まで引き上げた場合は、女性の就業者が約1万人増える計算となり、企業の人材不足の緩和に繋がる可能性があります。



香川局  
公式キャラクター  
オリビィ

女性の就業率を年齢別にみると、結婚・出産を迎える時期と考えられる25～29歳、管理職登用を迎える時期と考えられる50歳以上が全国平均よりも低くなっており、仕事と家庭の両立支援や女性活躍推進等の取組を広げていく必要があります。

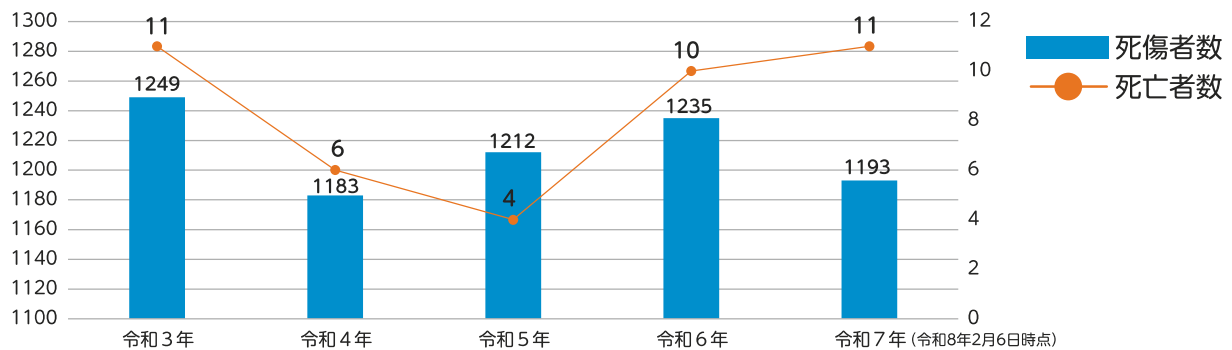
### 女性の年齢階級別就業率



香川県で働く方にとって、働く人の権利が守られ、安全に安心して働くことができることは、企業の人材確保・定着の観点からも大切ですが、香川県内の労働災害は増加傾向にあります。

### 労働災害発生状況(香川県・年別)

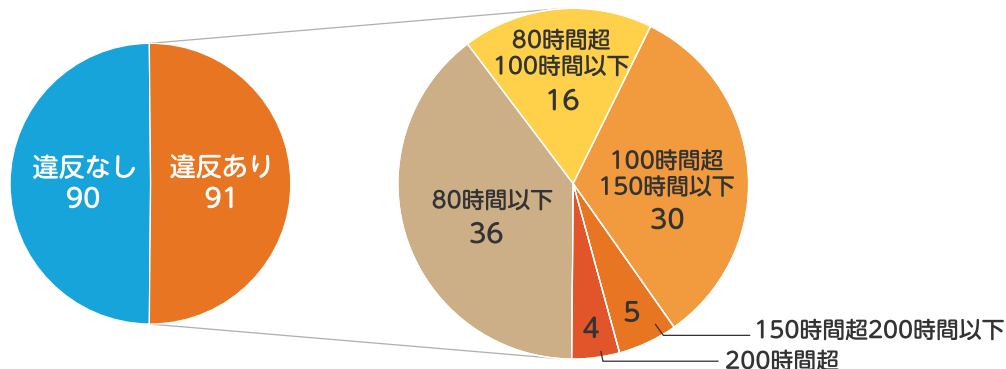
※新型コロナウイルス感染症へのり患を除く。



また、依然として過労死等の労災請求事案が発生しており、長時間労働が疑われる事業場において労働時間関係法令違反が生じている状況が見られます。

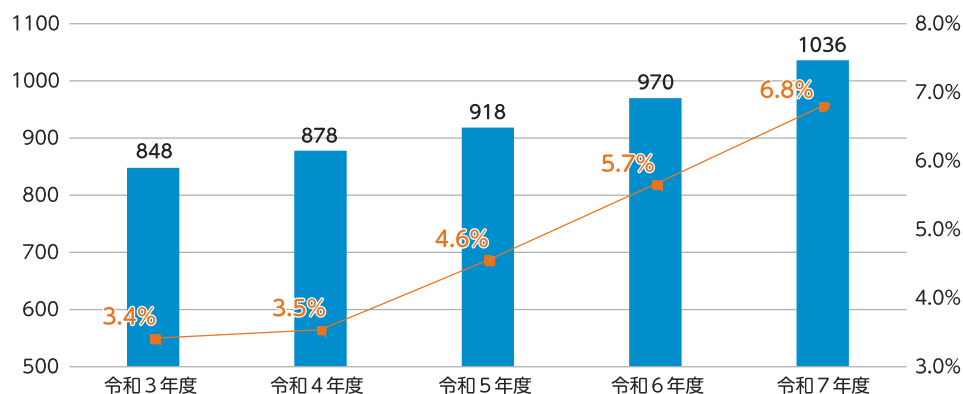
そのため、労働条件の確保・改善、長時間労働の解消、働き方改革の推進、労働災害の防止、労働保険制度の適正な運用等により、安全に安心して働くことができる職場づくりに取り組む必要があります。

### 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果(令和6年)



令和7年度の香川県最低賃金は過去最高の66円が引上げられ時間額1,036円となり、初めて千円を超え、春季賃金交渉では31年振りに4%台となった令和6年を上回る高水準の賃上げとなりました。

### 香川県最低賃金の推移 (金額・引上げ率)



多くの企業は、人材確保のための賃上げに取り組んでいる状況にあり、中小企業が生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内で低い賃金額の労働者の賃上げを行った場合に、その設備投資費用の一部を支給する業務改善助成金をはじめとして、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援を実施することが重要です。

働く人達の生活を支えるためには、物価上昇を上回る賃上げが必要であり、関係機関と連携した幅広い支援策の周知、短時間労働者及び有期雇用労働者の公正な待遇 (同一労働同一賃金) の確保、非正規労働者の処遇改善に向けた支援に取り組むとともに、中小企業・小規模事業者が物価上昇を上回る賃上げを継続するための原資の確保に資する価格転嫁対策の徹底・取引適正化の推進にも取り組む必要があります。

以上のことから、香川労働局では下記項目を最重点で取り組み、香川で働く魅力を高め、発信してまいります。

## 最重点項目

- 企業の人材確保に向けた支援
- 女性活躍推進に向けた取組等
- 安全に安心して働くことができる  
魅力ある職場づくりに向けた取組
- 賃金の引上げに向けた支援



### 用語の解説

- (※1) 生産年齢人口……15～64歳の国内の生産活動を中心となって支える人口のこと
- (※2) 労働力人口……15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口のこと
- (※3) 就業率……15歳以上の人口における就業者の割合のこと

## 第2 企業の人材確保に向けた支援

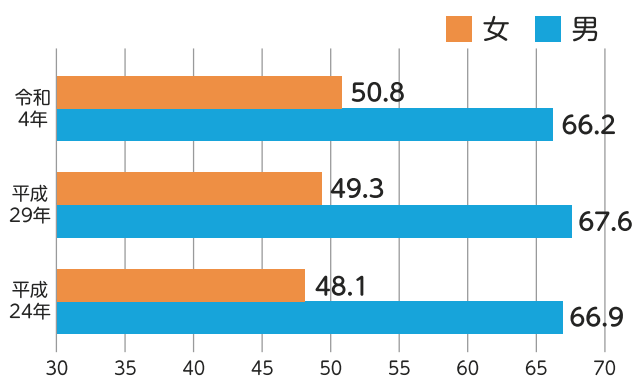
香川県の有効求人倍率は全国を上回って推移しており、令和7年12月時点において173か月連続で1倍台が続いていますが、これは1963年（昭和38年）以降で最も長い期間であり、県内の人材不足はますます深刻化しています。

令和7年12月の職業別常用有効求人倍率をみると、建設・採掘（6.72倍）が事務的職業（0.64倍）の10倍以上となっているなど分野ごとの差が大きくなっていますが、販売・サービス・生産工程においても2.5倍を超えており、建設、運輸などに加え様々な分野においても人材不足の状況がみられます。

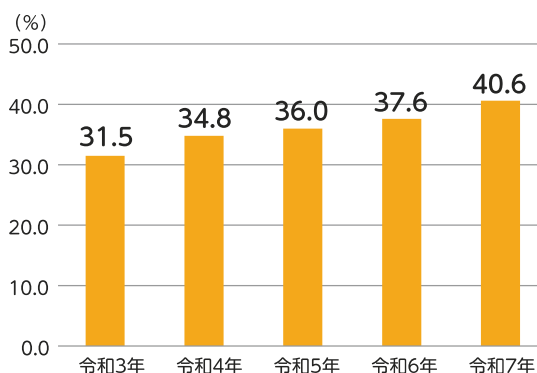
こうした人材不足を背景に、女性、高齢者、障害者及び外国人の雇用は拡大し、いずれも過去最高となっており、これら多様な人材の更なる活躍促進が重要となっています。

人材不足の解消に向けては、リ・スキリングによる労働者の能力向上、デジタル推進人材の育成、教育訓練などの人材育成もますます重要となっています。

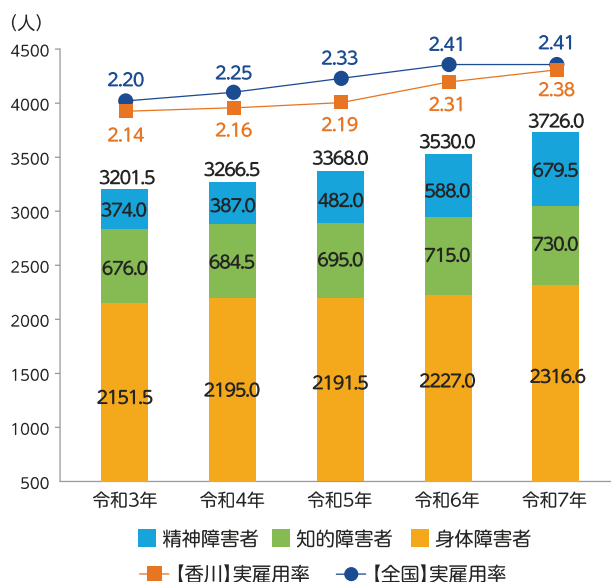
香川県 男女別有業率の推移



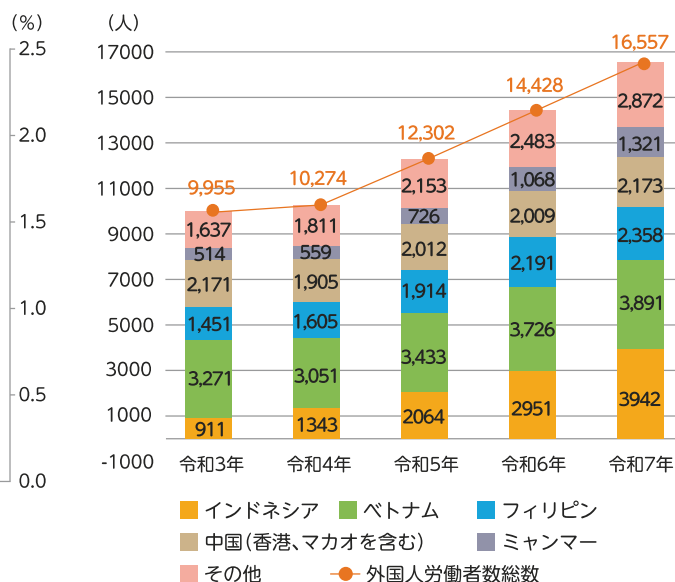
70歳までの就業確保措置の推移



障害者雇用の状況（香川県）



香川県における国籍別外国人労働者数



# 1 人手不足対策

## (1) 医療・介護・保育分野における医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト等

### ① アウトリーチ支援による求人充足支援等の強化

雇用吸収力の高い分野のうち、人員配置基準が設けられている医療・介護・保育分野の事業所に対しては「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」と銘打ち、全ハローワークにおいて、アウトリーチによる求人充足支援に取り組みます。

求人充足支援に当たっては、ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センター等の関係機関や地域の関係団体とも連携して、当該分野の就職セミナーや企業説明会の開催などの人材確保支援を促進するとともに、急募求人について、これらの関係機関等とも連携し、早期の求人充足に向けて迅速に対応します。

建設・運輸・警備分野の事業所に対しても、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。

また、人材確保への相乗効果を図るため、企業内における従業員の採用から退職に至るまでの雇用管理の改善にかかる援助等を実施し、「魅力ある職場づくり」を促進します。

さらに、令和7年度より事業を開始したハローワーク高松の課題解決チーム（人材マッチングサポートチーム）では、地域経済を支える主要産業である「製造業」「卸売・小売業」「宿泊・飲食サービス業」の3分野を重点支援対象として、事業所ごとの課題に寄り添った、きめ細かな人材確保コンサルティングを継続的に実施します。



### ② 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応

職業紹介事業者等との利用料金などの支払いを巡るトラブルについて、労働局に設置した『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』において、必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努めます。

また、アプリを使用して短時間・単発の仕事を仲介するいわゆる「スポットワーク」の仲介事業について、労働者向け及び使用者向けのリーフレットを使用して周知を行い、相談窓口に寄せられた情報を基に関係部署と連携して必要な対応を実施します。

「雇用仲介事業のさらなる見える化の促進」の観点から、

職業紹介事業者については、「人材サービス総合サイト」において、就職実績、離職状況や職種毎の平均手数料率の実績を公開するよう義務化されており、適切に履行されるよう取り組みます。



## 2 リ・スキリング、労働移動の円滑化

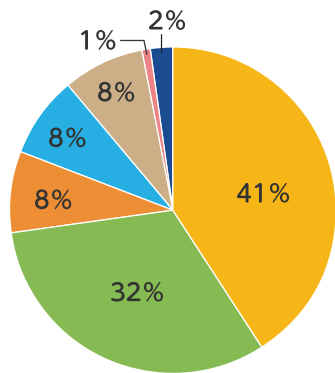
### (1) リ・スキリングによる能力向上支援

#### ① 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付制度」について、様々な機会を捉えて積極的な周知を実施するとともに、理由を問わず電子申請を行うことができることについても引き続き周知を図り、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援します。

また、改正雇用保険法等により令和7年10月に創設された、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する「教育訓練休暇給付金」や、雇用保険被保険者以外の者に対して教育訓練費用と生活費を融資する「リ・スキリング等教育訓練支援融資」について引き続き周知に取り組みます。

令和6年度一般教育訓練給付受給者の訓練内容(特定一般教育訓練を含む)



- 輸送・機械運転関係 (大型自動車免許・フォークリフト等)
- 事務関係 (TOEIC・簿記等)
- 医療・社会福祉・保健衛生関係 (介護福祉士・介護初任者研修等)
- 情報関係 (ITパスポート等)
- 技術関係 (電気工事士・自動車整備士等)
- その他 (大学院等)
- 専門的サービス関係 (キャリアコンサルタント・社会保険労務士等)

#### ② 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

キャリア形成・リスキリング推進事業では、引き続き、高松市に「キャリア形成・リスキリング支援センター」を、県内の各ハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を行います。



#### ③ 求職者支援制度の活用促進

雇用保険を受給できない方の安定した職業への再就職や転職を促進するため、訓練(ハロートレーニング)受講による就職可能性等を高める適切な訓練の受講勧奨を行うとともに、訓練受講者の状況に応じた効果的な就職支援によるマッチング機能の向上に係る取組を積極的に推進します。

再就職、転職、スキルアップを目指す皆さまへ

### 求職者支援制度のご案内

□ 求職者支援制度とは?

再就職、転職、スキルアップを目指す方が、月10万円の生活費の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。  
※多くの転職ではなく、働きながらスキルアップを目指す方が対象

**月10万円 給付金** 訓練期間中の生活を支援するため、収入や資産などの要件を満たした方は、給付金を受給しながら訓練を受講できます。

**無料の職業訓練** 給付金の支給要件を満たさない場合も、無料の職業訓練を受講できます。(学費免除などは自己負担)

**就職サポート** 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが就職活動をサポートします。

□ どのような方が利用できる?

給付金を受けて訓練を受講する方	給付金を受付ずに訓練を受講する方 (無料の訓練のみ受講する方)
<b>求職者</b> ● 雇用保険の適用がなかった期間の方 ● フリーランス、自営業を廃業した方 ● 雇用保険の給付が終了した方など	<b>求職者</b> ● 親や配偶者と同居して一定の世帯収入がある方など (職と同居している学生未満の方など)
<b>在職者</b> ● 一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など	<b>在職者</b> ● 働いていて一定の収入のある方など (フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など)

厚生労働省 求職者支援制度 | ハローワーク



#### ④ 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

デジタル分野における公的職業訓練（ハロートレーニング）については、引き続き受講希望者のニーズ等を踏まえた訓練コースの設定促進を図ります。また、ハローワークにおいては、デジタル分野に係る適切な受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、再就職の実現に取り組みます。

#### ⑤ 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の実施

正社員と比べて能力開発機会が乏しい状況にある非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境を整備するためのオンラインを活用した職業訓練を実施します。各機関と連携した周知に取り組みるとともに、ハローワークにおいて職業相談等の就職支援を行います。

#### ⑥ 人材開発支援助成金による人材育成の推進

人材開発支援助成金について、中高年齢者を対象とした訓練の助成や設備投資助成の新設等の周知を行い、企業内での人材育成を支援します。また、当該助成金の活用勧奨にあたっては全てのコースにおいてデジタル分野における訓練の活用促進を行います。

就職につながる「デジタル分野の職業訓練（求職者支援訓練）」を  
受講しませんか  
事務、WEBデザイン、IT（プログラミング）など  
就業活動に生かせる様々な訓練コースがあります

受講後、活躍する女性が増えています！

女性就労率	76.0%
男女別受講割合	女性 73.9% 男性 26.1%
年齢別受講割合	20～29歳代 26.8% 30～40歳代 51.5% 50～59歳代 19.9%

未経験者  
キャリアアップ  
他業種  
からの  
転職  
託児  
サービス  
のコース

受講の申し込みはハローワークへ！

### (2) 成長分野等への労働移動の円滑化

#### ① 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

香川労働局長と地方公共団体の首長における雇用対策協定の締結を推進するとともに、既に協定を締結している香川県、観音寺市、三豊市、東かがわ市及び坂出市のほか、令和7年10月に新たに協定を締結した小豆地域（土庄町・小豆島町）について、地域の雇用課題に対する国と地方の連携した取組などを盛り込んだ事業計画を策定のうえ、各種雇用対策に取り組みます。

さらに、善通寺市の庁舎等を活用して国と市が共同で運営する「ふるさとハローワーク」において、求人情報の提供及び職業相談・職業紹介等を着実にを行います。

このほか、市町村等が地域の特性を活かして実施する「地域雇用活性化推進事業」については、令和7年度から9年度までの間において小豆地域の「島ワークプロジェクト」が選定されているため、緊密に連携した支援に取り組みます。



#### ② 賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主への支援

賃金上昇を伴う中途採用者の雇用機会の拡大を図るため、中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで中途採用の拡大を図る事業主に対して助成する早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）について、制度内容の周知を積極的に行い、活用促進に取り組みます。

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）をご活用ください

（A）中途採用者の拡大  
助成額：50万円

（B）45歳以上の中途採用者の拡大  
助成額：100万円

（A）「中途採用者拡大目標額」の計算方法  
以下の式（2）＝（1）×20ポイント以上とする必要があります。

（B）「45歳以上中途採用者拡大目標額」の計算方法  
以下の式（2）＝（1）×10ポイント以上とする必要があります。

助成金の対象となる労働者

申請の流れ

助成金支給

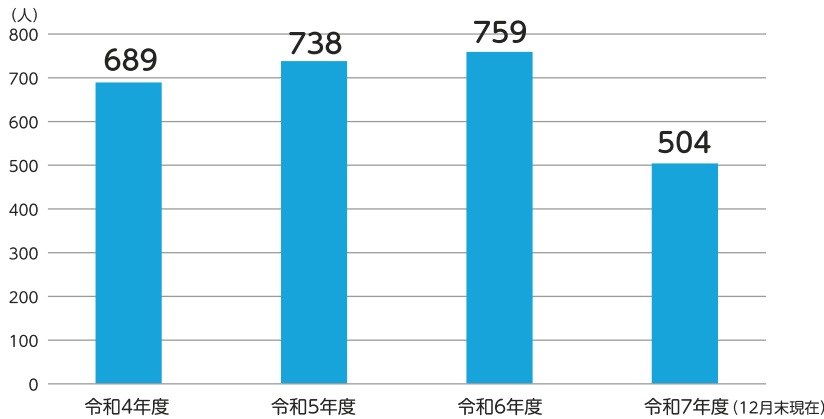
### 3 多様な人材の活躍促進

#### (1) 高齢者の活躍促進

70歳までの就労機会確保等に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引き上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図ります。

また、65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、県内4カ所のハローワーク（高松・丸亀・坂出・観音寺）に設置する「生涯現役支援窓口」においては、高齢者ニーズを踏まえた職業生活の再設計に係る支援や効果的なマッチング支援を行います。

生涯現役支援窓口の就職件数



#### (2) 障害者の就労支援

法定雇用率について、令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられたことに加え、令和8年7月には2.7%への引上げが行われる予定です。このため、特に除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる企業へ周知・啓発を行い、障害者の計画的な雇入れを促進します。あわせて、特に雇用義務があるにもかかわらず障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）をはじめ、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援を実施します。

また、労働局が委託して実施する障害者就業・生活支援センターでは、障害者の就労支援における雇用施策と福祉施策を繋ぐ機能を有しており、その役割は一層重要となっていることから、就業面及び生活面における一体的な支援を実施します。

#### (3) 外国人求職者への就職支援

##### ① 外国人求職者等に対する就職支援

###### ア 外国人留学生等に対する相談支援の実施

しごとプラザ高松における「留学生コーナー」を中心に大学のキャリアセンター等と緊密に連携し、留学生の県内・国内就職の促進のため、留学早期からの就職準備に向けたガイダンスや面接会の実施、インターンシップ等の情報提供も含めた就職支援を実施します。

###### イ 定住外国人等に対する相談支援の実施

定住外国人等が多く所在する地域を管轄するハローワーク高松（外国人雇用サービスコーナー）において、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人開拓等により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施します。

**無料で**  
日本で就職を希望する  
外国人留学生のみなさんへ

専門の相談員が、就職に関する様々な支援を行います

**対象となる留学生**  
日本語能力や日本の職場慣行の理解が一定程度あり、日本人学生と  
同じ支援内容でも就職活動の継続に問題がないと判断される留学生  
☑電話でご予約ください ☑在留カードをお持ちください

**就職までのいっかん支援**

- 求人情報の提供: 全国の求人求人を探すことができます
- 応募書類の添削: 応募書類の書き方をアドバイスします (予約制) ☑
- 模擬面接練習: 模擬面接を行います (予約制) ☑
- 就職面接会・セミナー: 留学生対象の合同就職面接会やセミナーをご案内します
- 職業適性・セルフチェック: 診断ソフトで適性のヒントを見つけることができます
- 臨床心理士によるカウンセリング: 臨床心理士に相談ができます (予約制) ☑
- 就職後の職場定着支援: 就職後も仕事に関する相談ができます

詳しくは 高松新卒応援ハローワークへ ☎087-823-8609

## ウ 外国人就労・定着支援事業の実施

身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、受託事業者と連携のうえ、参加事業所に対する就職支援等を実施します。

### ② ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備

ハローワーク高松の職業相談窓口に通訳員を配置するとともに、電話を用いた通訳・多言語音声通訳機器等の活用等により、外国人求職者に対する多言語による相談支援体制の整備を図ります。

### ③ 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、事業所訪問及び、労働局・ハローワークにおける事業主向けの雇用管理セミナーの実施等を通じて、適正な雇用管理に係る助言・援助等を積極的に実施します。

## (4) 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

県内各ハローワークにおいて、就職氷河期世代を含む中高年層の専用・歓迎求人の開拓に取り組むとともに、その充足支援を行います。

さらに、ハローワーク高松では、就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口を設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など、就職から職場定着まで一貫した支援を、それぞれの専門担当者によるチーム制で計画的かつ総合的に実施します。

## (5) 若者への就労支援

### ① 地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援

地域若者サポートステーションにおいて、15歳から49歳までの就労に当たって課題を抱える無業者の方々に対し、ハローワークや地方公共団体等とも連携しながら、職業的自立に向けた専門的相談や、定着・ステップアップの支援を実施します。



### ② 新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

就職活動に困難な課題を抱える新規学卒者等を重点的に支援することとし、学校との情報共有により支援対象者の早期把握を図るとともに、就職後の職場定着も含めた総合的な支援を実施します。

また、深刻な人手不足を背景に採用活動の早期化が年々進む中で、就職活動の動き出しが早い学生と遅い学生の二極化が顕著になっている実態を踏まえ、大学等のニーズも踏まえつつ、学生生活のできる限り早期から、新卒応援ハローワーク等の支援内容の周知を図るとともに、就職活動に乗り遅れた学生や年度後半になっても内定を得ることができない学生に対しても、きめ細かな就職支援を実施します。



加えて、近年、高卒求人数の増加により、高等学校等での負担が大きくなっているため、ハローワークと高等学校等との連携強化を図るとともに、特に就職支援のノウハウが十分でない高等学校等を重点的に支援します。

### (6) 雇用保険制度の適切な運営

雇用保険について、雇用失業情勢や働き方の多様化の進展等制度を取り巻く諸情勢に的確に対応し雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、給付業務では雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた適正な給付を行うとともに、適用業務ではオンライン申請の利用促進や未手続事業・労働者の把握・解消に向けた計画的な取組を行います。

特に、求職者及び事業主における雇用保険手続きの更なる利便性の向上のため、オンライン失業認定及びマイナポータルを通じた離職者への離職票の直接交付について普及に向けた周知広報に取り組みます。

さらに、令和9年1月から、現状では電子での手続きが可能でない申請等についても、電子申請を可能とする手続きの改善等を図ることとしており、また、令和10年10月から施行される雇用保険被保険者資格の適用拡大に向けて、円滑な導入を図るための周知広報に取り組みます。



経済団体への要請の様子

## 第3 女性活躍推進に向けた取組等

「第2 企業の人材確保に向けた支援」でみたとおり、香川県の人材不足は深刻ですが、女性の就業率は全国35位(50.8%)と低く、女性が希望を持って働くことができる環境づくりを進めることが、企業の人材確保の観点からも重要となっています。

女性活躍推進に関する各指標は全国下位となっているものが多く、特に全国33位(11.3%)となっている女性管理職の比率を引き上げ、全国28位(76.2%)となっている男女間賃金格差の解消に向けた取組が不可欠です。

また、女性の就業率は、結婚・出産を迎える時期と考えられる25～29歳に全国平均を下回っており、仕事と家庭の両立支援に向けて取り組むことも重要です。

さらに、男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務を従業員数101人以上の企業に拡大する改正女性活躍推進法が令和8年4月1日に施行され、その周知を図るとともに同法に沿った取組を進めていく必要があります。

### 香川県の女性活躍推進に関する指標

項目	率	全国との差	順位
女性の就業率	50.8%	▲ 2.4%	35位
管理職に占める女性の割合	11.3%	▲ 0.3%	33位
男女間賃金格差	76.2%	+1.4%	28位

# ① 男女間賃金差異等に係る情報公表を契機とした女性活躍推進に向けた取組及び女性の健康上の特性に係る取組の推進等

令和7年6月に改正女性活躍推進法が成立し、常時雇用する労働者数101人以上の事業主に男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が令和8年4月1日から義務付けられたことから、その改正内容及び要因分析と「説明欄」の活用の重要性について労使に十分に理解されるよう周知に取り組み、あわせて「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨を図ります。

また、男女間賃金差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、これらの男女差が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について、計画的な報告徴収等の実施により確認し、改正法の内容も含めた女性活躍推進法の確実な履行確保を図ります。

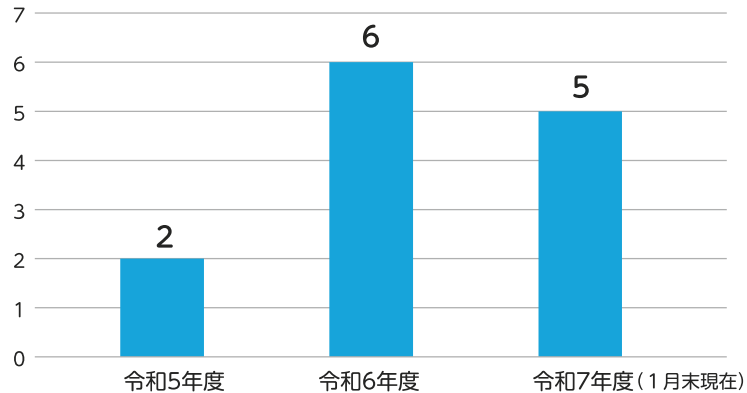
## 男女間賃金差異の公表状況(令和7年12月末現在)

対象企業数	公表企業数	進捗率
111社	111社 ・更新済み 106社 ・未更新 5社	公表率 100.0% 更新率 95.5%

さらに、女性が健康で能力を発揮できる職場環境整備を進めるため、改正法を踏まえて改正された事業主行動計画策定指針に基づき企業の取組を促すとともに、これまでの「えるぼし」及び「プラチナえるぼし」認定制度の周知と取得勧奨も引き続き行い、新設された「えるぼしプラス」認定制度の周知と取得勧奨、両立支援等助成金「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」の活用を通じて女性の健康課題への取組を推進します。



## えるぼし認定件数の推移



なお、香川労働局では、令和7年度は、新たに認定された企業に対し、認定通知書交付式を行い、あわせて香川労働局長との対談により企業の代表者から女性活躍推進に向けた取組の意見をいただきました。令和8年度は、認定企業に、香川労働局長が訪問することにより、現場で活躍している女性労働者等に、女性活躍に向けた意見等を直接伺い、好事例として収集し、各企業がより一層、女性活躍推進に向けた取組を行えるよう情報を発信します。



認定通知書合同交付式の様子



香川労働局長合同対談の様子

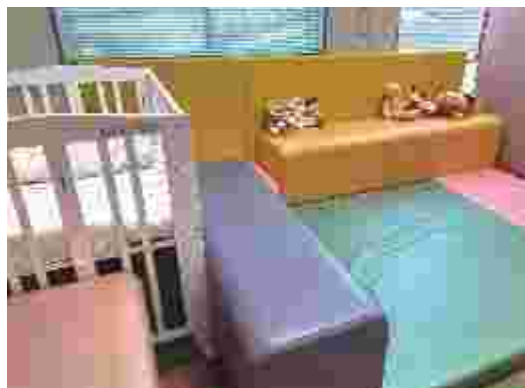
## 女性 の活躍推進企業 データベース



女性活躍推進法に基づく行動計画、自社の女性活躍に関する情報を、  
「女性の活躍推進企業データベース」で公表しましょう!

## 2 マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

子育て中の女性等を対象としたハローワークの専門窓口（マザーズコーナー）において、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携して、潜在的求職者に対するアウトリーチ型支援を実施します。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人確保及び各種就職支援サービスのオンライン化を推進します。さらに、ホームページやSNSを活用した情報発信を強化することで、利用者の増加及び各種支援サービスの周知を図ります。



3

# 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

## (1) 仕事と育児・介護の両立支援

### ① 育児・介護休業法の周知及び履行確保

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務付けや、男性の育児休業等取得状況の公表義務の対象を300人超の事業主に拡大すること等を内容とする育児・介護休業法の改正について、労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組むとともに、報告徴収等の実施により着実な履行確保を図るとともに、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。

事業主の皆さまへ(1~4、6~11は全企業を対象)

### 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

両立支援と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇止め規制、産後休暇・育児休業の義務化などの改正を行いました。

①-③▶令和7(2025)年4月1日から施行

改正内容	施行期	備考
子の育児休業の義務化	子の出生後1年以内	※ 産後休業に限り
育児休業取得状況の公表義務の対象拡大	300人以上の労働者からなる事業主	※ 産後休業に限り
産後休業の取得状況の公表義務の対象拡大	300人以上の労働者からなる事業主	※ 産後休業に限り
産後休業の取得状況の公表義務の対象拡大	300人以上の労働者からなる事業主	※ 産後休業に限り

厚生労働省 都道府県労働局雇用調整・均等課(課)

### ② 男女ともに仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

「産後パパ育休」、「パパ・ママ育休プラス」、「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度や3歳以上小学校就学前の子を養育する男女労働者が希望に応じて柔軟な働き方を実現できるようにするための措置等について、あらゆる機会を捉えて周知を行い、制度の活用につなげます。

また、事業主に対し、「共働き・共育て推進事業(共育(トモイク)プロジェクト)」において作成する企業の取組事例集や「企業版両親学級開催マニュアル」等の研修資料の活用促進、並びに「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」において実施する労務管理の専門家による個別支援の周知と併せて、両立支援等助成金の活用を推進し、男女ともに仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備を図ります。



マンガで学ぶ 仕事と家庭が両立できる働きやすい環境づくり

## 育児休業制度

取るのよね 育休

男女とも働きながら育児ができる環境にするには、両親の育児休暇は大切なよ

それに育児・介護休業法が改正されて、パパも子育ては楽になったから!

日清製粉

### ③ 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の活用

両親ともに働き育児を行う「共働き・共育て」を推進する観点から、令和7年4月に創設された、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合に給付する「出生後休業支援給付」及び2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に給付する「育児時短就業給付」について、引き続き周知に取り組むとともに、円滑な支給に努めます。

### ④ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備

介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等を内容とする育児・介護休業法の改正について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組むとともに、報告徴収等の実施により着実な履行確保を図ります。

改正後の制度に対応するための体制整備を含め、事業主による仕事と介護の両立支援の取組が

有機的に連携され、一層の効果を上げられるよう、実務的な仕事と介護の両立支援の具体化に関する事業主や雇用管理者のための支援ツールを厚生労働省HPに掲載しているところ、企業の同支援ツールの利用を促進します。



### ⑤ 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法という。）について、

有効期限を10年延長した上で、常時雇用する労働者数101人以上の企業に対し同法に基づく一般事業主行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付けること等を内容とする改正について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、着実な履行確保を図ります。

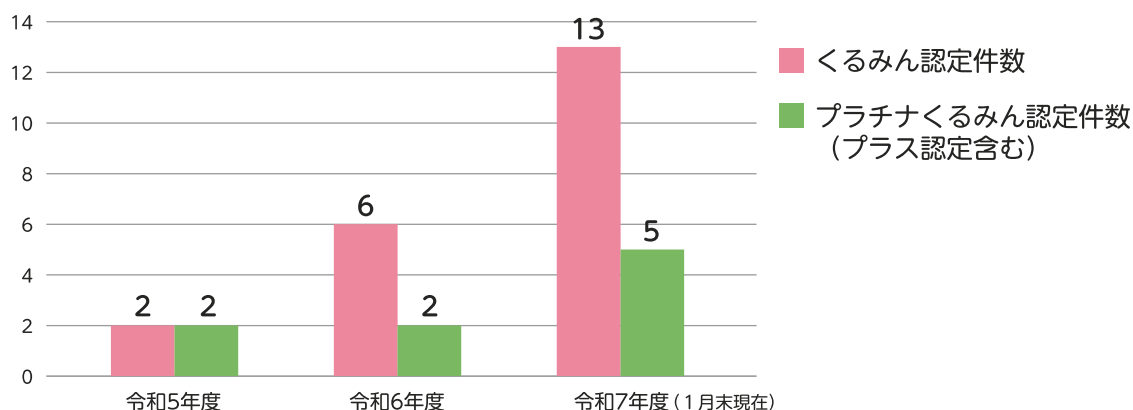
次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、常時雇用する労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図ります。

あわせて、令和7年4月から「くるみん」、「プラチナくるみん」及び「トライくるみん」の認定基準が引き上げられたこと等を踏まえ、省令の改正内容についても引き続き周知するとともに、新基準を満たした認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

くるみん等認定マーク



#### くるみん・プラチナくるみん等認定件数の推移



なお、香川労働局では、令和7年度は、認定された企業に対し認定通知書交付式を行い、あわせて香川労働局長との対談により、企業の代表者から仕事と育児の両立に向けた取組の意見をいただきました。令和8年度は、認定企業に、香川労働局長が訪問することにより、育児休業を取得した等の育児と仕事を両立している労働者等に、育児と仕事の両立についての意見等を直接伺い、好事例として収集し、各企業がより一層、育児と仕事の両立に向けた取組を行えるよう情報を発信します。



# 第4 安全に安心して働くことができる 魅力ある職場づくりに向けた取組

県内の労働基準監督署では労働基準関係法令に係る監督指導等に取り組んでいますが、長時間労働が疑われる事業場、自動車運転者や外国人技能実習生を雇用する事業場などに対する監督指導結果をみると、依然として労働基準関係法令違反等の問題がみられます。

また、香川県内の労働災害は増加傾向にあり、雇用が増加している高年齢労働者や外国人労働者に係る災害も増加しています。

以上のことから、人材の確保・定着に向けて、労働者が安全に安心して働くことができる魅力ある職場づくりに取り組むことが重要となっています。

## 1 安全で健康に働くことができる環境づくり

### (1) 長時間労働の抑制

#### ① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。



労働局長等による長時間労働削減等に積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）への訪問  
(令和7年11月)



「過重労働解消キャンペーン」の一環として、県内の経営者団体・労働組合等に働き方改革の実現に必要な取組等が実施されるよう周知・啓発等の協力を要請  
(令和7年10月)

#### ② 中小企業・小規模事業者等に対する支援

「香川働き方改革推進支援センター」のワンストップ相談窓口が実施する個別相談やセミナーなどを通じて、企業の実情に応じた労働時間制度の運用など、基本的な労務管理体制に問題を抱える中小企業・小規模事業者に対するきめ細かな支援に連携して取り組みます。

また、事業主等が、労働時間等を多様な働き方に対応したものへ改善すること

令和7年度「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和7年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。このコースは、生産性の向上と、労働時間の削減や年休取得の促進に向けた取組に積極的に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別に活動助成金の活用事例

<b>企業の課題</b> 新たに機械・設備を導入して生産性を向上させたい！	<b>効果・経費削減を得意で認識しているが、効果の定量化が難しい！</b>	<b>業務上の無駄な作業を削減したいが、何を削減すればいいかわからない！</b>
<b>助成金による効果</b> 労働時間を削減するための設備・機械などを導入	労働時間削減率や、ソフトウェアを導入	外部の専門家によるコンサルティングを実施
<b>改善の結果</b> 新たに機械・設備を導入して生産性を向上させたことにより、業務に余裕が生まれ、時間あたりの生産性が向上した。	記録方法を各機から一括で取得するようになったことにより、効果・削減率を定量化・把握することができ、効果的な業務改善の取組につながった。	専門家のアドバイスで業務プロセスを改善することができ、効果的な業務改善の取組につながった。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成内容については、資料をご参照ください。

ご不明な点やご質問ございましたら、企業の所在地を問わず、郵送併用お電話、直接訪問、均等部 までお問い合わせください。

申請書の記入を支援している「申請マニュアル」や「申請書式」はこちらの申請センターで提供しています。詳しくはこちら <https://www.appcenter.pref.kagawa.jp/>

(2025.4)

ができるよう、生産性を高めながら労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、働き方改革推進支援助成金による支援を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。

### ③ 令和6年度適用開始業務等への労働時間短縮に向けた支援


令和6年度から適用が開始した建設業、自動車運転者、医師に係る時間外労働の上限規制の遵守には、施主や荷主といった取引関係者を含む国民全体の理解を得ることが重要です。

そのため、引き続き、令和5年の「香川働き方改革共同宣言」に基づき、共同で宣言を行った各団体とともに、産業界における商慣行の見直しや県民等の協力を促します。具体的には、県民に向けて、荷物の配達、医療機関に行くときなど様々な場面において、働く人の長時間労働を招かないよう、「3つのしない配慮」を行うことを呼びかけ、理解を得ていきます。また、企業に対し、長時間の荷待ちなど、取引先等に長時間労働を生じさせる行為を行わないように求めています。

香川労働局 特設ページ  
はたらきかたススム!



香川労働局 特設ページ  
働く人のため今すぐ「3つのしない配慮」にご協力ください!




### ④ 長時間労働につながる取引環境の見直し

監督指導の結果、中小受託事業者等の労働基準関係法令違反の背景に、委託事業者等の中小受託取引適正化法等の違反が疑われる場合には、本省を通じて、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に通報します。

## (2) 労働条件の確保・改善対策

### ① 法定労働条件の確保等

管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制を確立し、これを定着させるために、監督指導により労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

#### 監督指導実施件数及び司法処分件数

	令和6年度	令和7年度 (1月末現在)
監督指導実施件数	1,597 件	1,177 件
司法処分件数	4 件	14 件



## ②特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

### ア 外国人労働者

技能実習生や特定技能外国人等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

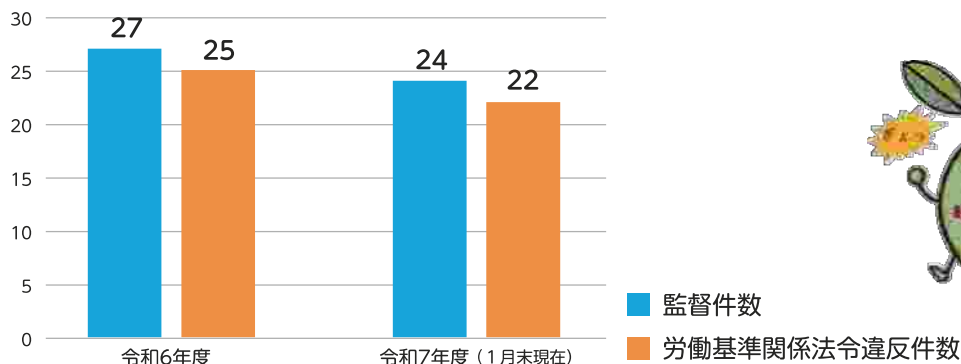
外国人労働者向け相談ダイヤル（平日昼間、13 外国語）  
労働条件相談ホットライン（夜間・土日祝、13 外国語+日本語）



### イ 自動車運転者

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対する確に監督指導を実施する等、必要な対応を行います。

自動車運転者に係る監督指導結果



### ウ 障害者である労働者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ります。

## ③「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」の防止に向けた周知・啓発を行うとともに、引き続き、関係部署間で連携を図りつつ、「労災かくし」事案の把握及び調査を行い、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。

## (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

### ①改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底等

令和7年5月に労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、段階的に施行されることから、円滑な施行に向けた周知と履行の確保に取り組みます。また、改正労働施策総合推進法により努力義務となった治療と就業の両立支援の推進のため、指針の内容についての周知啓発や、事業主等に対する指導・援助等に取り組みます。



## ② 第14次労働災害防止計画に基づく取組の推進

### ア 高齢労働者の労働災害防止対策及び労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

令和8年4月1日から高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善や作業の管理等の措置が努力義務とされたところであり、「高齢者の労働災害防止のための指針」の周知・指導並びに「エイジフレンドリー補助金」の周知を図ります。また、労働者の作業行動に起因する労働災害（行動災害）の防止のため、リーフレット等を活用した周知・指導を徹底するとともに、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により対策の促進を図ります。

令和7年の香川県における年齢別労働災害発生状況（2月6日時点の速報値）

	全災害（件）	うち 転倒災害（件）	転倒災害が 占める割合（%）
20歳未満	25	1	4.0%
20歳～29歳	159	23	14.5%
30歳～39歳	137	14	10.2%
40歳～49歳	217	36	16.6%
50歳～59歳	311	80	25.7%
60歳～69歳	241	88	36.5%
70歳以上	103	51	49.5%
合計	1,193	293	24.6%



### イ 外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等を活用した効果的な安全衛生教育の実施や、視覚的に示す安全表示等を活用した労働災害防止対策を推進します。

### ウ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

令和7年5月から注文者が配慮すべき事項が明確化されたほか、令和8年4月からは建設業、造船業、製造業の元方事業者が行う統括管理の対象等に個人事業者等を含む作業従事者が追加されるとともに、注文者や機械等貸与者等が講ずべき措置の対象に個人事業者等を含めることとなったところから、これら措置の履行確保に取り組みます。また、令和9年1月から個人事業者等の災害報告制度が創設されること、同年4月から個人事業者等自身が講ずべき措置や、業種を問わない混在作業での措置が新たに義務付けられることから、その履行確保に向けた周知に取り組みます。あわせて、令和6年5月28日に策定された「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」についても周知・啓発を図ります。

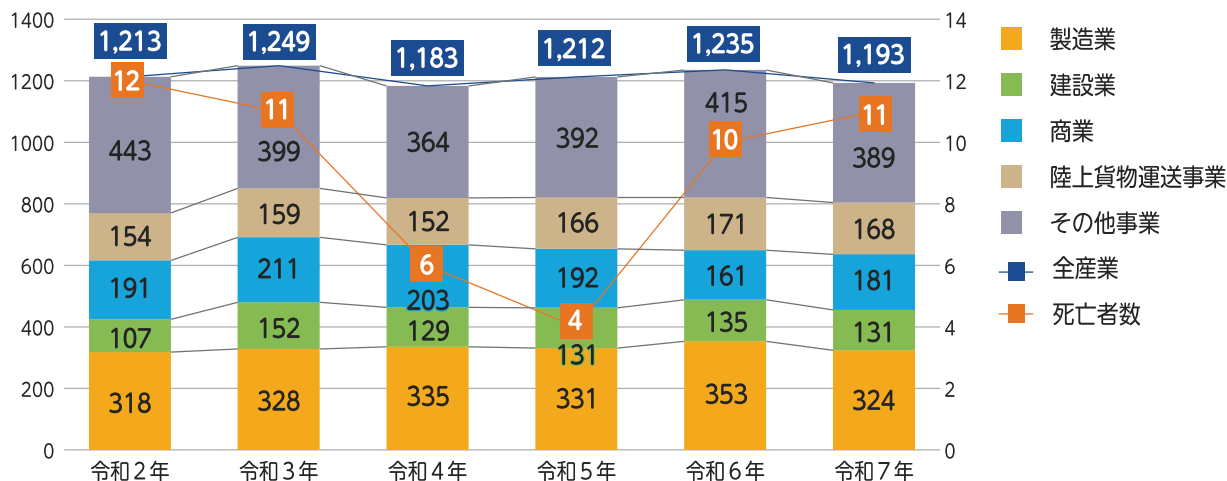
### エ 業種別の労働災害防止対策の推進

製造業については、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく機械製造時及び使用時のリスクアセスメントの確実な実施を促進します。

建設業については、墜落・転落災害防止のため、関係法令やガイドラインについて周知、指導を行います。

陸上貨物運送事業については、荷役作業での労働災害を防止するため、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図ります。

### 労働災害発生状況の推移



※令和7年の数値は、令和8年2月6日時点の速報値

※グラフ上の死傷者数は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの  
新型コロナウイルス感染症へのり患による死傷者数

令和2年 40人、令和3年 77人、令和4年 1,126人、令和5年 438人、令和6年 254人、令和7年 66人



香川労働局長と香川県知事による  
建設現場の安全衛生パトロール



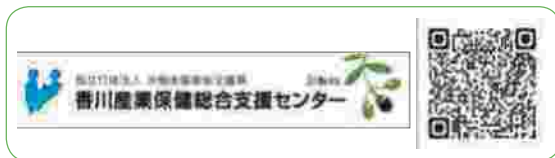
## オ 労働者の健康確保対策の推進

### (ア) メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。また、50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施の義務化を見据え、「小規模事業場ストレスチェック実施マニュアル」と併せて、県内の小規模事業場への周知を行います。

### (イ) 産業保健活動の推進等

香川産業保健総合支援センターが行う産業医等の産業保健スタッフや事業者向けの研修、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援対策の個別訪問支援、県内各地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援等について利用勧奨を行います。



## 香川産業保援センターと共催で実施した香川健康づくり推進セミナー



講演会場の様子



体験コーナーの様子



展示コーナーの様子

### (ウ) 治療と就業の両立支援の推進

改正労働施策総合推進法に基づき、事業主の努力義務となった治療と就業の両立支援の取組の促進のため、「治療と就業の両立支援指針」等の周知・啓発を行うとともに、「香川県地域両立支援推進チーム」における取組を計画的に推進し、両立支援に係る関係者の取組を相互に周知・協力する等により、県内の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図ります。



香川県地域両立支援推進チーム会議

## カ 化学物質等による健康障害防止対策

### (ア) 化学物質による健康障害防止対策の推進

令和8年4月から、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、SDS等による危険性・有害性情報の通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認めることとされたことから、事業者に対し、緊急時の対応等を含めた当該制度の適切な運用について周知・指導します。あわせて令和8年10月から、個人ばく露測定については必要な講習を修了した作業環境測定士などによる実施が義務付けられることから、これらの周知・徹底に取り組みます。

また、化学物質の譲渡・提供者による危険・有害性情報の表示及び通知の交付等や事業者によるリスクアセスメントの実施の履行確保に取り組みます。この際、必要な取組について業種別マニュアルの周知・活用を図ります。

### (イ) 石綿による健康障害防止対策の推進

解体等対象建築物等に対応した講習の修了者による石綿等の使用の有無に係る事前調査の実施の徹底を図ります。特に令和8年1月からは、監督署への事前調査結果の報告に際し、事前調査を実施した者が修了した講習の区分の報告を求めており、その徹底を図ります。また、石綿障害予防規則に基づく石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む解体等工事の発注者への制度の周知を図ります。

### (ウ) 熱中症予防対策の推進

令和7年6月に施行された改正労働安全衛生規則により、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処するため、熱中症の自覚症状がある場合等の報告体制の整備、重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及びこれらの関係労働者への周知の措置を事業者が義務付けたところであり、引き続き、改正内容の周知及び履行確保を図ります。また、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」(仮称)の周知を行います。

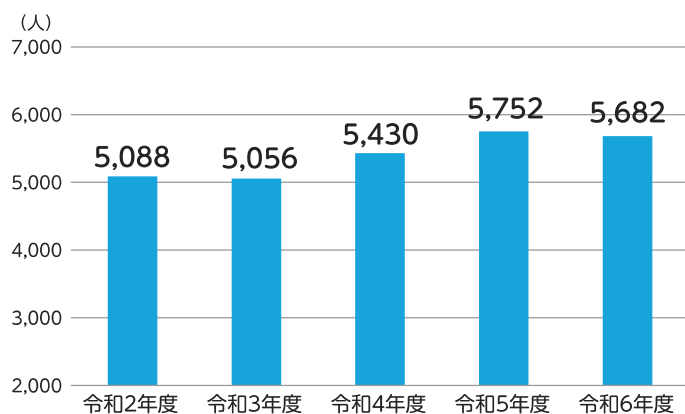
## (4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結する迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期します。

特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

また、労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や 請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。

### 労災保険（業務災害・通勤災害）新規受給者の推移



### 一口メモ

### 労災保険相談ダイヤル ナビダイヤル 0570-006031

【受付時間】 月～金 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）

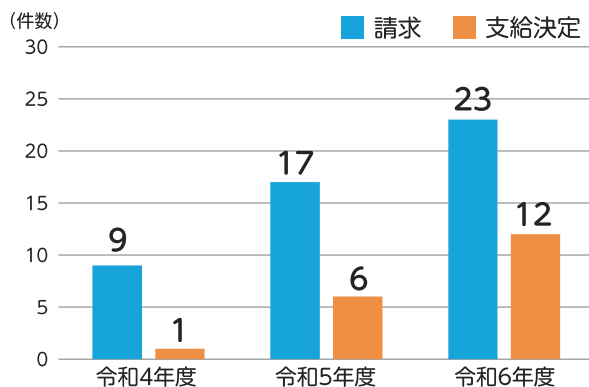
※ご利用の際は、通話料がかかります。

たとえば、こんな疑問や相談におこたえます。

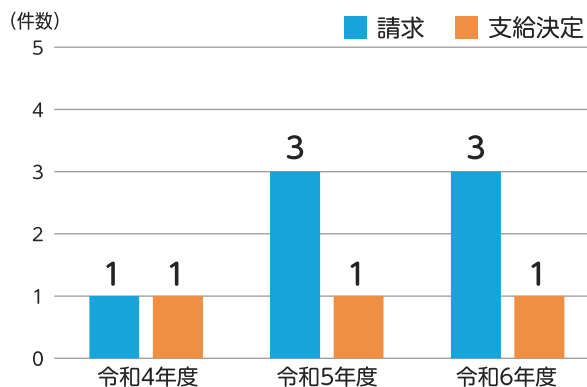
- 仕事中にケガをしました。労災保険の請求方法を教えてください。
- 労災で仕事を休んだとき、賃金は補償されますか？
- パート・アルバイトでも労災の対象になりますか？
- 通勤途中で交通事故に遭った場合はどんな手続きが必要ですか？
- 「うつ病」や「過労死」が労災になるのはどんな場合ですか？



### 香川労働局における精神障害の 労災請求及び支給決定件数



### 香川労働局における脳・心臓疾患の 労災請求及び支給決定件数

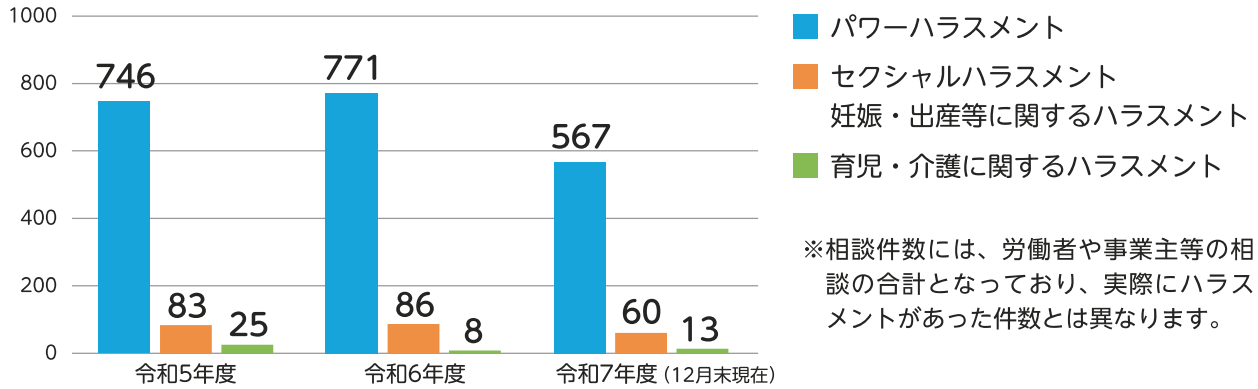


## 2 総合的なハラスメント防止対策の推進

### (1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

職場におけるハラスメントに関する相談の中でも、パワーハラスメントに関する相談は高止まりとなっています。

各種ハラスメントの相談件数の推移



パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、引き続き、法の履行確保を図ります。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、本省で委託する事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図ります。



ハラスメント対策の総合サイト

**あかるい職場応援団**

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/> NOハラスメント



### (2) カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の推進

令和7年6月に改正労働施策総合推進法等が成立し、事業主に対して、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置が令和8年10月1日から義務付けられることとなったことを踏まえ、改正内容について労使に十分に理解されるよう周知に取り組むとともに、施行後は、カスタマーハラスメント防止指針や求職者等に対するセクシュアルハラスメント指針等に基づき、着実な履行確保を図ります。



### (3) 職場におけるハラスメントに関する 周知啓発の実施

職場におけるハラスメントの撲滅に向け、例年12月に実施している「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主等への周知啓発を実施します。改正労働施策総合推進法等の円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組みます。



### 3 労働保険適用徴収業務の適正な運営

労災保険と雇用保険の総称である「労働保険」は、労働者の重要なセーフティーネットとなることから、令和8年度は、①未手続事業一掃対策の推進、②収納未済歳入額の縮減、③電子申請の利用促進、の3点を重点として、労働保険制度の適正な運営に努めます。

#### ①未手続事業一掃対策の推進

労働局、監督署及びハローワークで情報を共有し未手続事業を的確に把握し、労働保険未手続事業一掃業務受託者とも連携を図り、未手続事業一掃を効果的に推進します。

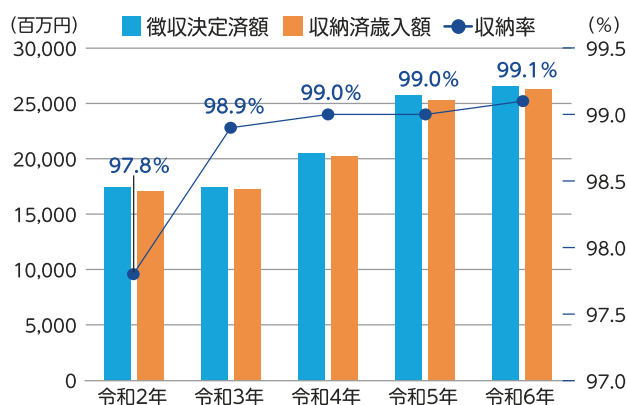
#### ②収納未済歳入額の縮減

事業主等に対し労働保険制度の理解を促し、労働保険料等の自主的な申告・納付を推進します。その際、口座振替納付を勧奨し利用促進を図ります。滞納が生じた場合は、高額滞納事業主等を重点的に適正・実効ある滞納整理を実施します。

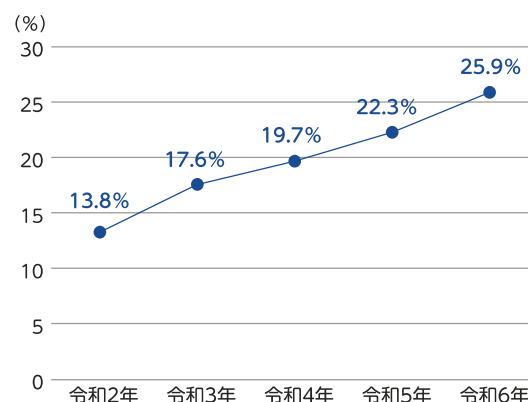
#### ③電子申請の利用促進

労働保険年度更新時や労働保険成立時の機会における周知広報、関係団体に対する協力要請等を通じて電子申請の利用勧奨を実施します。

#### 労働保険料の徴収状況



#### 電子申請利用率



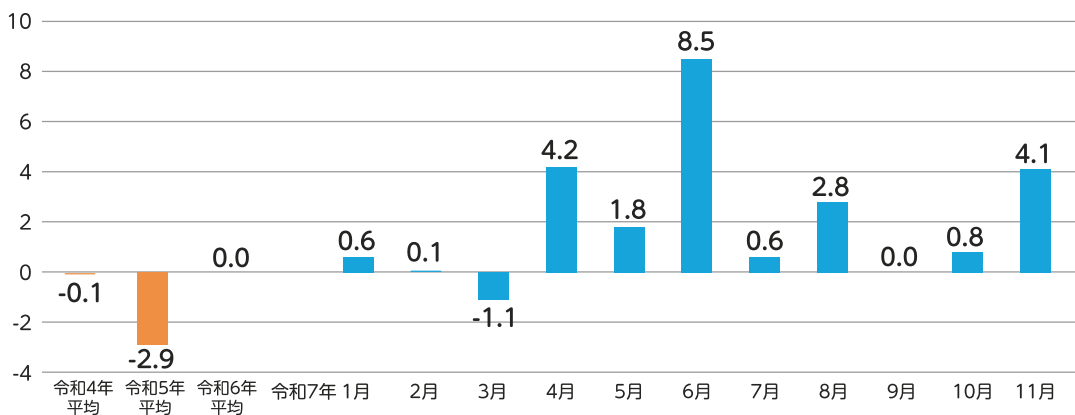
# 第5 賃金の引上げに向けた支援

香川県の実質賃金は、令和4～6年平均で前年度比マイナス～0.0%とプラスに転じていませんでしたが、令和7年は3月と9月を除きプラスとなっています。

多くの企業が最低賃金への対応及び人材確保のために賃上げに取り組んでいますが、中小企業・小規模事業者に対しては、賃上げと生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金をはじめとした支援策の利活用を勧奨するとともに、賃上げの原資を確保するための価格転嫁対策の徹底及び取引適正化の推進に取り組むことが重要です。

また、働く人の生活を確保するためには、非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を推進することも必要であり、同一労働同一賃金の遵守徹底やキャリアアップ助成金をはじめとした処遇改善のための支援が必要です。

香川県実質賃金指数 (現金給与総額・事業所規模5人以上)

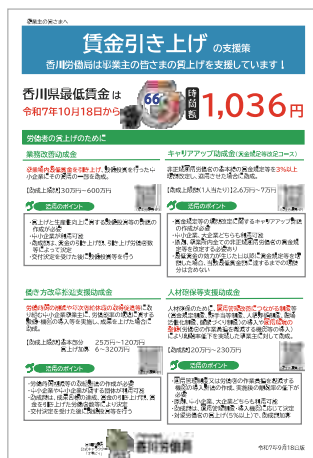


## 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

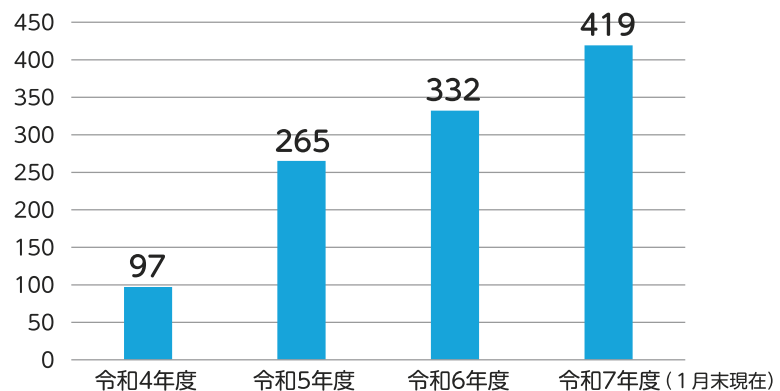
### (1) 賃金引上げに取り組む企業の生産性向上に向けた支援

生産性向上(設備・人への投資等)、非正規雇用労働者の処遇改善及びより高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する機運を醸成するために地方版政労使会議である「香川働き方改革推進会議」を開催します。

また、「賃上げ支援助成金パッケージ」について周知を行います。その際、企業が賃上げに取り組む目的や方法は多様であることを踏まえ、個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用することができるよう、きめ細かな情報提供を行います。



業務改善助成金申請状況



さらに、「香川働き方改革推進支援センター」と連携し、事業者に対して、同センターが実施する個別相談やセミナーの活用を促します。

加えて、「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結している県内関係機関とともに、価格転嫁の円滑化に関する支援情報等や取引上の悩み等の相談窓口を周知し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を、適切に価格転嫁することについての気運の醸成を図ります。

そのほか、中小企業等が賃上げの原資を確保できるような「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府一体となって取組を進めることとされているところであり、労働局及び監督署においても、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。



香川働き方改革推進会議の様子

価格転嫁の円滑化に関する支援情報等



## (2) 最低賃金制度の適切な運営

経済動向、地域の実情及びこれまでの香川地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう香川地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金額の改定等につきましては、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施し、その履行確保を図ります。

### 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の結果

	令和5年度	令和6年度
監督実施事業場数	171	211
最賃支払義務違反事業場数	18	24
違反率	10.5	11.4

### 地域別最低賃金

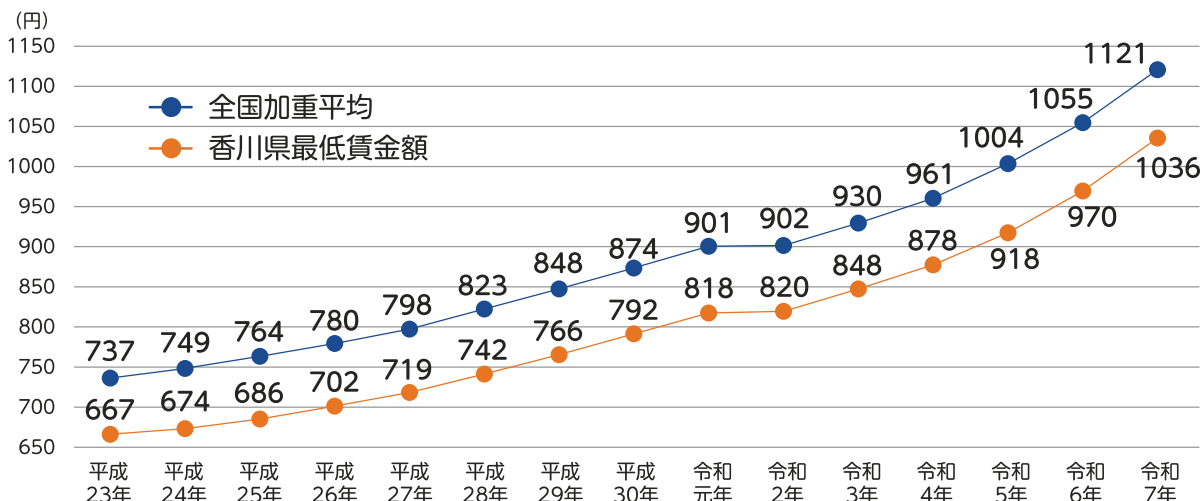
件名	最低賃金(時間額)	効力発生日
香川県最低賃金	1,036円	令和7年10月18日

### 特定最低賃金(産業別最低賃金)

件名	最低賃金(時間額)	効力発生日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金	1,036円 ※	令和7年10月18日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	1,158円	令和7年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,159円	令和7年12月28日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,090円	令和7年12月28日

※香川県冷凍調理食品製造業最低賃金については、改正諮問がなかったため香川県最低賃金が適用となります。

## 最低賃金額の推移



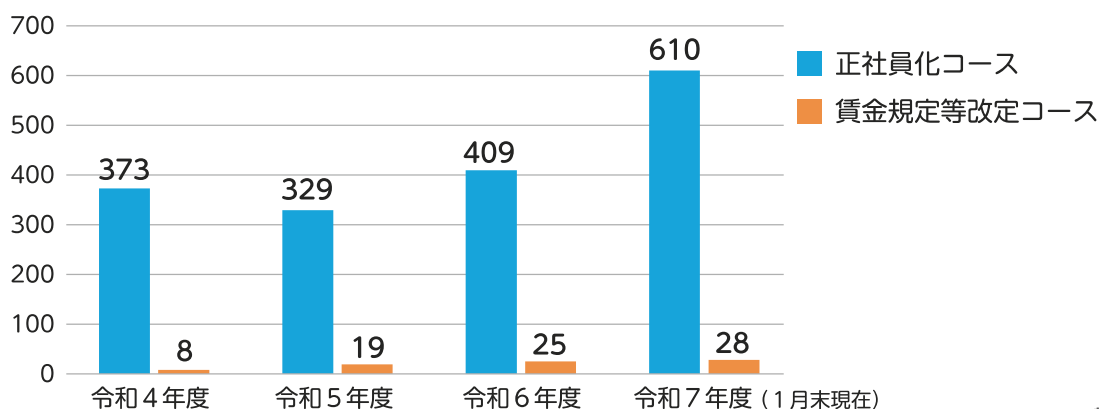
### (3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

労働基準監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇用環境・均等室又は職業安定部等による報告徴収又は指導監督を効率的に行い、是正指導の実効性を高めます。また、労働基準監督署における集団指導等の場において不合理な待遇差の解消に向けた取組を要請するとともに、基本給・賞与について正社員との待遇差がある理由の説明が不十分な企業に対して点検要請を行い、あわせて、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促します。これらの取組を総合的に行うことにより、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

### (4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む。）への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「正社員化コース」及び「賃金規定等改定コース」や、いわゆる「年収130万円の壁」への対応として令和7年7月に新設した「短時間労働者労働時間延長支援コース」などの各コースの周知、活用勧奨等を実施します。

## キャリアアップ助成金申請状況



また、「香川働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において実施する個別相談やコンサルティング、セミナーの実施など、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けたきめ細かな支援に連携して取り組みます。



# ● 香川労働局の組織と仕事 ●

香川労働局

総務部

総務課  
TEL 087-811-8915

総務・会計などに関すること

TEL 087-811-8915

労働保険徴収室  
TEL 087-811-8917

労働保険の成立、保険料などの決定、徴収などに関すること

TEL 087-811-8917

雇用環境・均等室

働き方改革、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援、パワハラや解雇、セクハラ・マタハラ等の相談、個別労働紛争の解決などに関すること

TEL 087-811-8924

[総合労働相談  
コーナー専用]

TEL 087-811-8916

労働基準部

監督課  
TEL 087-811-8918

事業場の監督指導、労働基準法などに関すること

TEL 087-811-8918

健康安全課  
TEL 087-811-8920

労働災害の防止、特定機械の検査、免許証交付などに関すること

TEL 087-811-8920

賃金室  
TEL 087-811-8919

最低賃金、賃金統計、家内労働などに関すること

TEL 087-811-8919

労災補償課  
TEL 087-811-8921

労災保険給付、社会復帰の促進などに関すること

TEL 087-811-8921

職業安定部

職業安定課  
TEL 087-811-8922

職業紹介・指導、雇用保険などに関すること

TEL 087-811-8922

需給調整事業室  
TEL 087-806-0010

労働者派遣事業、民営職業紹介事業などに関すること

TEL 087-806-0010

職業対策課  
TEL 087-811-8923

高齢者・障害者の雇用などに関すること

TEL 087-811-8923

訓練課  
TEL 087-804-8900

求職者支援制度、ジョブカード、ハロートレーニングなどに関すること

TEL 087-804-8900

助成金センター

助成金などに関すること

TEL 087-823-0505

# 香川労働局、労働基準監督署の所在地と管轄

## ■香川労働局、高松労働基準監督署



### 【香川労働局】

■所在地 〒760-0019 高松市サンポート 3-33  
高松サンポート合同庁舎  
北館3階 総務部、労働基準部、職業安定部  
北館2階 雇用環境・均等室

■電話番号 087-811-8915 《総務部代表》

### 《助成金センター》

■所在地 〒760-0019 高松市サンポート 2-1  
高松シンボルタワー タワー棟 12階

■電話番号 087-823-0505

### 【高松労働基準監督署】

■所在地 〒760-0019 高松市サンポート 3-33  
高松サンポート合同庁舎北館2階

■TEL 087-811-8945 《代表》

■監督署の 高松市（国分寺町を除く）、香川郡、  
管轄区域 木田郡、小豆郡

### 《小豆島駐在事務所》

■所在地 〒761-4104 小豆郡土庄町甲 6195-11  
（ハローワーク土庄 北隣り）

■TEL 0879-62-0097

## ■丸亀労働基準監督署

〒763-0034 丸亀市大手町 3-1-2  
TEL 0877-22-6244



管轄区域：丸亀市（綾歌町、飯山町を除く）、  
善通寺市、仲多度郡

## ■坂出労働基準監督署

〒762-0003 坂出市久米町 1-15-55  
TEL 0877-46-3196



管轄区域：坂出市、綾歌郡、高松市のうち国分寺町、  
丸亀市のうち綾歌町、飯山町

## ■観音寺労働基準監督署

〒768-0060 観音寺市観音寺町甲 3167-1  
TEL 0875-25-2138



管轄区域：観音寺市、三豊市

## ■東かがわ労働基準監督署

〒769-2601 東かがわ市三本松 591-1 3階  
TEL 0879-25-3137

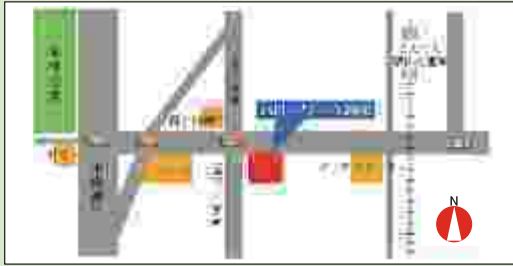


管轄区域：さぬき市、東かがわ市

# 公共職業安定所(ハローワーク)の所在地と管轄

## ■ハローワーク高松

〒761-8566 高松市花ノ宮町 2-2-3  
TEL 087-869-8609



管轄区域：高松市、香川郡、木田郡

## ■ハローワーク高松しごとプラザ高松

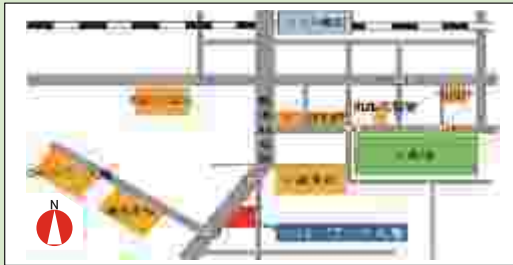
〒760-0029 高松市丸亀町13-2 1~2階  
TEL 087-823-8609



管轄区域：高松市、香川郡、木田郡

## ■ハローワーク丸亀

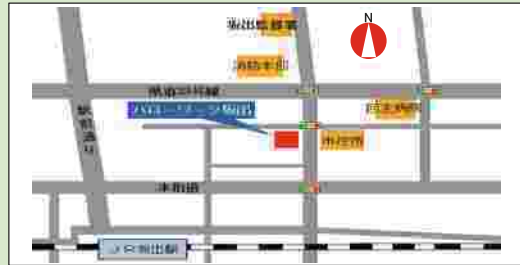
〒763-0033 丸亀市中府町 1-6-36  
TEL 0877-21-8609



管轄区域：丸亀市、善通寺市、仲多度郡

## ■ハローワーク坂出

〒762-0001 坂出市京町 2-6-27 2階  
TEL 0877-46-5545



管轄区域：坂出市、綾歌郡

## ■ハローワーク観音寺

〒768-0067 観音寺市坂本町 7-8-6  
TEL 0875-25-4521



管轄区域：観音寺市、三豊市

## ■ハローワークさぬき

〒769-2301 さぬき市長尾東 889-1  
TEL 0879-52-2595



管轄区域：さぬき市

## ■ハローワークさぬき東かがわ出張所

〒769-2601 東かがわ市三本松 591-1 1階  
TEL 0879-25-3167



管轄区域：東かがわ市

## ■ハローワーク土庄

〒761-4104 小豆郡土庄町甲 6195-3  
TEL 0879-62-1411



管轄区域：小豆郡

令和8年度版

# 最低賃金決定要覧

労働調査会 編

事業主の皆さまへ

# 賃金引き上げの支援策

## 厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

### 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。  
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

**活用例** 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

#### 活用のポイント

#### 賃上げ + 設備投資

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30~130万円
70円コース	40~300万円
90円コース	90~600万円

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

### キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。  
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

#### 活用のポイント

#### 非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

### 働き方改革推進支援助成金

**労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主**に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

**活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25~550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース(※1)	25~550万円	6~360万円(※2)	25~100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~200万円		
勤務間インターバル導入コース	50~150万円		

#### 活用のポイント

#### 労働時間削減等の取組

(賃上げ・割増賃金率) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。  
また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

# 人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

## 活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

## 活用のポイント

### 職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

# 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

## 活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度	50万円(40万円)
②諸手当等制度	
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円(20万円)
⑤健康づくり制度	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)

## 活用のポイント

### 雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

# より高い処遇への労働移動等への支援

## 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

## 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

## 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku\\_nitsuite/bunya/package\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html)



(R8.4)

業務改善助成金は、最低賃金の引き上げに向けた環境整備を図ることを目的としており、



香川労働局から

最大 600万円 の助成が受けられます

「事業場内で最も低い賃金（令和8年度改定の香川県最低賃金\*未満であること）」を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資（機械設備導入やコンサルティング）などを行った場合に、その費用の一部を助成します（下表参照）。

\* 令和8年9月初旬頃に決定の見込み（以下同じ）  
● 引き上げ額と助成上限額

引き上げ額	助成上限額*
50円以上	30～130万円
70円以上	40～300万円
90円以上	90～600万円

\* 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げる対象労働者（雇用保険被保険者が対象）の人数等によって決まります。

● 助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

● 申請期間と賃金引き上げ期間

申請期間	令和8年9月1日～ 香川県最低賃金発効日*の前日又は11月30日のいずれか早い日まで
賃金引き上げ期間	令和8年9月1日～ 香川県最低賃金発効日*の前日まで
事業完了期限	交付決定年度の1月31日 (令和8年度の場合: 令和9年1月31日)

注) 上記の申請期間等にご留意の上、申請等の手続きをお願いします。

令和8年度 業務改善助成金ののご案内  
最低賃金引き上げの支援策

(令和7年度の内容から一部変更がありますので、詳細はホームページ等でご確認ください。)

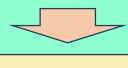
活用のポイント

※ 交付申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象外。

事業場内最低賃金の引き上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成



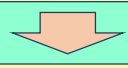
香川労働局に交付申請書を提出  
令和8年9月1日から受付  
賃金の引き上げは、交付申請後から令和8年度改定の香川県最低賃金発効日\*の前日までに実施



香川労働局から交付決定通知



設備投資  
設備投資（導入機器等の納品や契約）等は、交付決定後に実施



事業実績報告等と助成金支給申請書を香川労働局に提出



交付額確定と助成金支払い（最大600万円）

活用例

- 事業場内最低賃金が1,040円（1,050円未満）→ 助成率 4/5
- 8人の対象労働者を1,130円まで引上げ（90円コース）→ 助成上限額 450万円
- 設備投資などの額は600万円  
→ 450万円が支給されます。

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話：0120-366-440 (受付時間 平日 9:00～17:00)



交付申請書等の提出先  
香川労働局助成金センター  
高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟12階  
電話：087-823-0505 (2026年6月版)

# 令和8年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ

## 助成率区分の変更について

助成率区分（引上げ前事業場内最低賃金額）について、以下のとおり見直しを行いました。

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4



1,050円未満	4/5
1,050円以上	3/4

## 申請コースの再編について

申請コースについて、以下のとおり見直しを行いました。

<R7年度>

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数
30円コース	30円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
45円コース	45円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
60円コース	60円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
90円コース	90円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1

<R8年度>

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数※2
50円コース	50円以上	1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
		8人以上
		10人以上※1
70円コース	70円以上	1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
		8人以上
		10人以上※1
90円コース	90円以上	1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
		8人以上
		10人以上※1

※1 10人以上の上限度区分は、特例事業者が対象

※1 10人以上の上限度区分は、特例事業者が対象

※2 引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者



# 申請期間と賃金引上げ期間について

申請期間と賃金引上げ期間について、見直しを行いました。

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
<b>令和8年9月1日～</b> 申請事業所の都道府県において 適用される <b>地域別最低賃金の発効日の前日</b> 又は <b>同年11月30日のいずれか早い日</b>	<b>令和8年9月1日～</b> 申請事業所に適用される <b>地域別最低賃金発効日の前日</b>	<b>交付決定年度の 1月31日</b> (令和8年度の場合： <b>令和9年1月31日</b> )

<申請例>

	申請日	賃金引上げ日	対象
例①	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日	<b>対象!</b>
例②	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金 発効日当日	<b>対象外</b>
例③	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日（同年12月1日以降）	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日	<b>対象外</b>

## 賃金引上げに当たっての注意点

- ・ **賃金引上げは、申請より後**に行う必要があります。また、地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**申請後から発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- ・ 賃金引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の賃金引上げは認められません。
- ・ 令和7年9月5日以降、地域別最低賃金の改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要としていましたが、**賃金引上げ後の申請は出来なくなりましたのでご注意ください。**



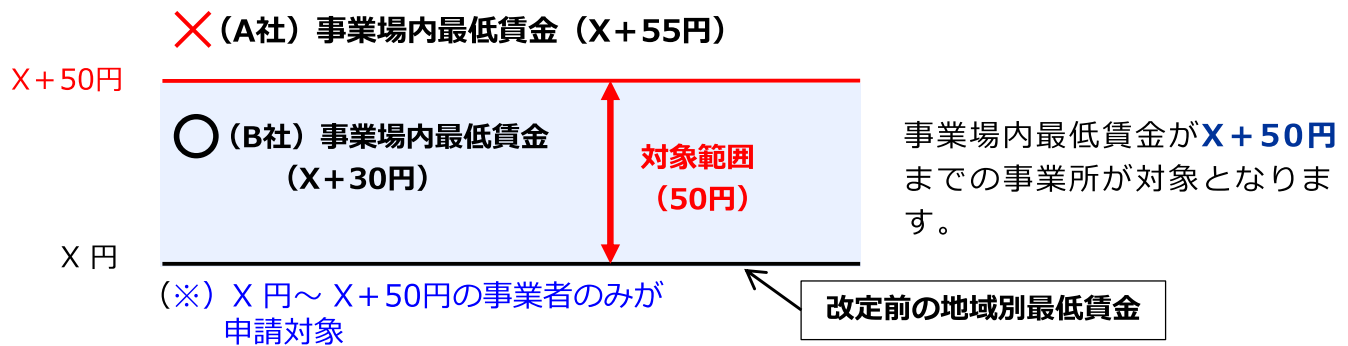
# 対象事業所の拡充について

対象事業所について、以下のとおり見直しを行いました。

(※ 令和7年9月から引き続き実施するものです。)

(変更前)

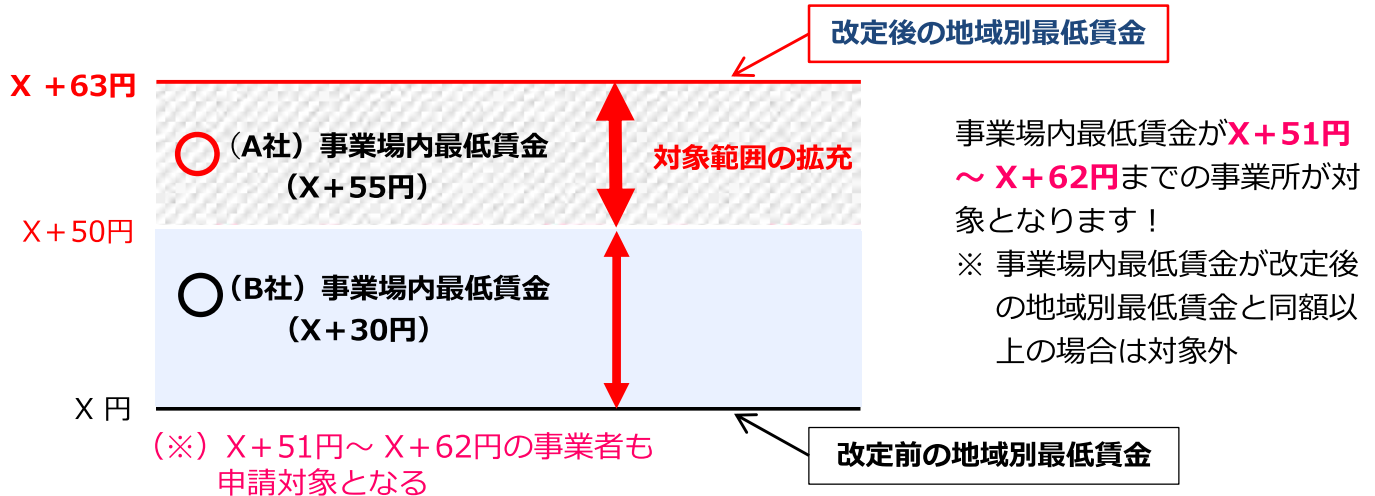
**事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内** の事業所が対象



(変更後)

**事業場内最低賃金が令和8年度改定後の地域別最低賃金額未満まで**の事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上げ額63円）の場合>



## その他変更点

- 助成対象経費の対象となっていた会議費、雑役務費、**人材育成・教育訓練費は、助成対象外**となりました。
- 助成対象経費の**特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外**となりました。
- 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「**最近6か月間平均**」になりました。
- その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

**電話番号：0120-366-440** (受付時間 平日 9:00～17:00)

# 令和8年度業務改善助成金のご案内

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、**事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に**、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ計画



設備投資等の計画  
(機械設備導入やコンサルティングなど)

計画の承認  
と実施

業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

### <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 対象事業者・申請の単位

- ・ **中小企業・小規模事業者**であること(大企業と密接な関係を有する企業(みなし大企業)でないこと)
- ・ **事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



別々に  
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業所ごとに申請**いただきます。

## 申請期限と賃金引き上げの期間

申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
<b>令和8年9月1日～</b> 申請事業所の都道府県において適用される <b>地域別最低賃金の発効日の前日</b> 又は <b>令和8年11月30日</b> のいずれか早い日まで	<b>令和8年9月1日～</b> 申請事業所に適用される <b>地域別最低賃金発効日の前日</b> まで	<b>交付決定年度の</b> <b>1月31日</b> (令和8年度の場合： <b>令和9年1月31日</b> )

申請の流れや注意事項は  
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの  
詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
50円コース	50円以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上*	130万円	130万円
70円コース	70円以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

\* 10人以上の上限度区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 助成率

事業場内最低賃金1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金1,050円以上	3/4

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント*以上低下している事業者

\*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

## 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

<例：事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



- A：引上げ人数としてカウント
- B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（70円）以上引き上げているCのみ対象。
- D：既に新事業場内最低賃金以上なので、70円以上引き上げてもカウントしない。

## 助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が1,040円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,130円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円  
(= 600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

## 賃金引上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。**

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,040円→1,090円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を完了（※）



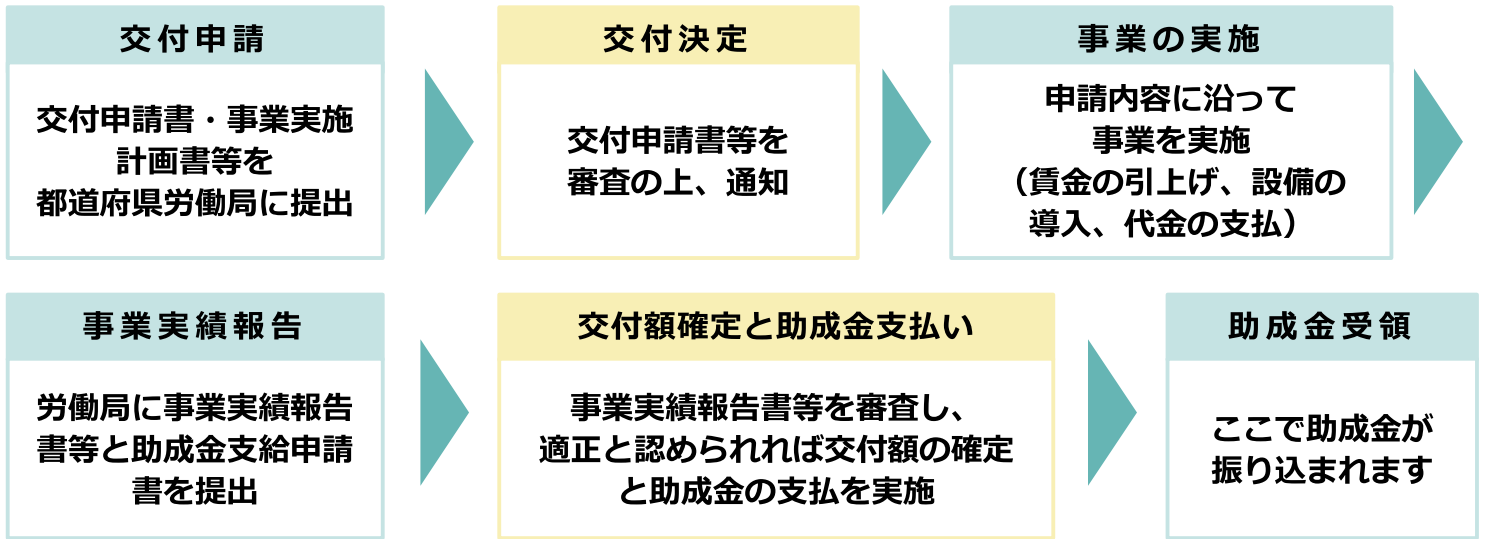
発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を実施



※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,100円である旨、定めていただく必要があります。

## 助成金支給の流れ

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業所の申請は年度内1回までです。**

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業所がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



## 令和7年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- ・ **引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。**
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「最近6か月間平均」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

## 参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、  
**業務改善助成金コールセンター**  
までお問い合わせください。  
**電話：0120-366-440**  
(受付時間 平日 9:00～17:00)



交付申請書等の提出先は  
**香川労働局助成金センター** です  
高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー棟12階  
**電話：087-823-0505**

# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」

## 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されています。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

### 課題別にみる助成金の活用事例

#### 企業の課題

新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！

#### 助成金による取組

労働能率を増進するために設備・機器などを導入

#### 改善の結果

新たな機器・設備を導入して使用できるようになったところ、実際に労働能率が増進し、時間当たりの生産性が向上した。

始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い！

労務管理用機器や、ソフトウェアを導入



記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになり、業務量の平準化につながった。

業務上の無駄な作業を見直したいが、何をすればいいかわからない！

外部の専門家によるコンサルティングを実施



専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、効率的な業務体制などの構築につながった。

**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

### ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：

令和9年1月31日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日(金)のいずれか早い日

**(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J」グランツ



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

(2026.4)

# 労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

## 対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。

など

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修(※1)
  - ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
  - ③ 外部専門家によるコンサルティング
  - ④ 就業規則・労使協定等の整備
  - ⑤ 人材確保に向けた取組
  - ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
  - ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
- (※1) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

## 成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減**
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入**
- ③ **時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入**

## 助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した上記「成果目標」に設定された、右記①から③までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を <b>合計した金額</b>
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※2)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※2) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

## 成果目標①の上限額

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え月80時間以下
設定時間数 事業実施前の	月60時間を超え月80時間以下	100万円	—
	月80時間超	150万円	50万円

成果目標②の上限額：25万円

成果目標③の上限額：25万円

## 加算制度

成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算(※3)

(常時使用する労働者が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円(上限60万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円(上限360万円)

(※3) 常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	75万円



# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることにより、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、**平成31年4月から**、制度の導入が**努力義務化**されています。

このコースは、生産性を向上させ、**勤務間インターバルの導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援**します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例

### 企業の課題

インターバル制度を導入するため、新たに機械等を導入して、生産性を向上させたい！

始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い！

インターバル制度を導入するために、業務上の無駄な作業を見直したい！

### 助成金による取組

労働能率を増進するため設備・機器等を導入

労務管理用機器や、ソフトウェアを導入

外部の専門家によるコンサルティングを実施

### 改善の結果



新たな機器・設備を導入して使用したところ、実際に労働能率が増進し、時間当たりの生産性が向上した。



記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになった。



専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、効率的な業務体制などの構築につながった。

**勤務間インターバルの導入により、労働時間等の設定改善を推進!!**

## ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：令和9年1月31日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日(金)のいずれか早い日

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J Grants」

# 勤務間インターバル導入コースの助成内容

## 対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
2. 36協定を締結しており、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること(※1)。
3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。
4. 以下のいずれかに該当する事業場を有すること。

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

(※1) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の整備
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

## 成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- **新規導入**【対象事業主4.①に該当する場合】  
新規に所属労働者の1/4を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- **適用範囲の拡大**【対象事業主4.②に該当する場合】  
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の1/4または半数を超える労働者を対象とすること。
- **時間延長**【対象事業主4.③に該当する場合】  
所属労働者の1/4または半数を超える労働者を対象として休憩時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

など

## 助成上限額と助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、左記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した左記「成果目標」に設定された、下記の助成上限額に、下記の加算制度における上限額への加算額を <b>合計した金額</b>
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※4)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

### ● 新規導入：労働者の1/2超に適用

休憩時間数(※3)	補助率(※4)	1企業当たりの上限額
9時間以上11時間未満	3/4	<b>100万円</b>
11時間以上	3/4	<b>150万円</b>

### ● 新規導入：労働者の1/4超1/2以下に適用

休憩時間数(※3)	補助率(※4)	1企業当たりの上限額
9時間以上11時間未満	3/4	<b>50万円</b>
11時間以上	3/4	<b>75万円</b>

(※3) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※4) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

## 加算制度

### 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算(※5)

(常時使用する労働者が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	<b>6万円</b>	<b>12万円</b>	<b>20万円</b>	<b>1人当たり2万円(上限60万円)</b>
5%以上引上げ	<b>24万円</b>	<b>48万円</b>	<b>80万円</b>	<b>1人当たり8万円(上限240万円)</b>
7%以上引上げ	<b>36万円</b>	<b>72万円</b>	<b>120万円</b>	<b>1人当たり12万円(上限360万円)</b>

(※5) 常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

### 成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	<b>25万円</b>
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	<b>75万円</b>





このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む、**自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

### 課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

運送業務を効率化し、労働時間を削減したい！

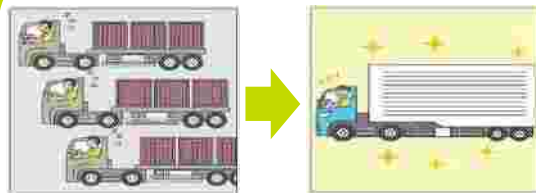
運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

積載量の多いトレーラーを導入

デジタル式運行記録計を導入

改善の結果



一度で多くの荷物を運べるようになったことで、労働時間が削減された。



運転日報や出勤簿の作成が自動化されたことにより、労働時間が削減された。

**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

### ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：令和9年1月31日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日(金)のいずれか早い日

**(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

**助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。**

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する**働き方改革推進支援センター** または **都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J Grants」



# 業種別課題対応コース（運送業等）の助成内容

## 対象事業主

### 【対象事業主の要件】

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。

など

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修（※1）
- ② 労働者に対する研修（※1）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の整備
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

（※1）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

## 成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減**
- ② **所定外労働時間数の削減**
- ③ **年次有給休暇の計画的付与制度を新規導入**
- ④ **時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入**
- ⑤ **10時間以上の勤務間インターバルの導入**

## 助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した上記「成果目標」に設定された、右記①から⑤までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を <b>合計した金額</b>
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4（※2）を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

（※2）常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

## 成果目標①の上限額

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え月80時間以下
事業実施前の設定時間数	月60時間を超え月80時間以下	200万円	—
	月80時間超	250万円	150万円

## 成果目標②の上限額（※3）

削減した労働者1人あたりの所定外労働時間数	助成上限額
5時間以上10時間未満	50万円
10時間以上	100万円

（※3）成果目標①及び②は同時に選択できない。

## 成果目標③、④の上限額：各25万円

## 成果目標⑤の上限額

休憩時間数（※4）	1企業当たりの上限額（※5）
10時間以上11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

（※4）事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

（※5）勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上表の1/2が上限額となります。

## 加算制度

### 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算（※6）

（常時使用する労働者が30人を超える場合）

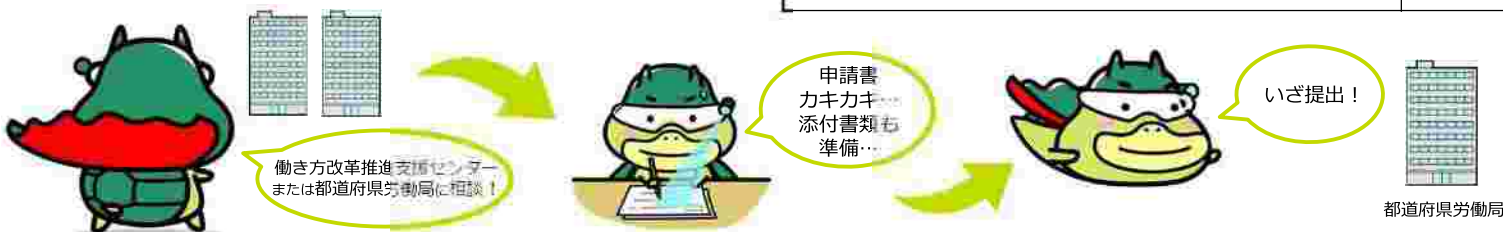
引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円（上限60万円）
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円（上限240万円）
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円（上限360万円）

（※6）常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

### 成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	75万円





# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（病院等）のご案内



このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や医師の働き方改革の推進等に向けた環境整備に取り組む、**医業に従事する医師を雇用する中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

X線検査に関する業務を効率化し、労働時間を削減したい！

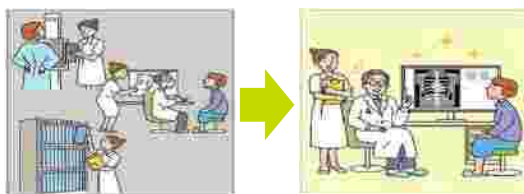
内視鏡の洗浄作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

デジタル画像診断システムを導入

内視鏡自動洗浄機を導入

改善の結果



検査の準備や、フィルムの運搬・保管に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。



新人でも1人で作業が可能になったことや、洗浄に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

## ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：

令和9年1月31日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日(金)のいずれか早い日

**(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。（<https://www.jgrants-portal.go.jp/>）



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J Grants」

# 業種別課題対応コース（病院等）の助成内容

## 対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主であること。
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。

など

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修(※1)
- ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

(※1) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

## 成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減**
- ② **所定外労働時間数の削減**
- ③ **年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入**
- ④ **時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入**
- ⑤ **9時間以上の勤務間インターバルを導入**
- ⑥ **「医師の働き方改革の推進」の実施** (※2)

(※2) 以下アとイを全て実施する必要があります。詳しくは支給要領等をご確認ください。

- ア (ア) 労務管理責任者の設置と、責任の所在とその役割の明確化
- (イ) 医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休息時間確保、長時間労働の医師に対する面接指導の実施に係る協力体制の整備(副業・兼業を行う医師がいる場合)
- (ウ) 研修等によって労働時間管理の理解を深める取組の実施
- イ 医師の労働時間の実態把握を行うこと。

## 助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した上記「成果目標」に設定された、右記1から6までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を <b>合計した金額</b>
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※3)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※3) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

## 成果目標①の上限額

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え月80時間以下
事業実施前の設定時間数	月60時間を超え月80時間以下	200万円	—
	月80時間超	250万円	150万円

## 成果目標②の上限額 (※4)

削減した労働者1人あたりの所定外労働時間数	助成上限額
5時間以上10時間未満	50万円
10時間以上	100万円

(※4) 成果目標①及び②は同時に選択できない。

## 成果目標③、④の上限額：各25万円

## 成果目標⑤の上限額

休憩時間数 (※5)	1企業当たりの上限額 (※6)
9時間以上10時間未満 (※7)	120万円
10時間以上11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

- (※5) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。
- (※6) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上記の表の1/2が上限額となります。
- (※7) 指定病院等については、10時間以上の休憩時間数とする必要があります。

## 成果目標⑥の上限額：50万円

## 加算制度

## 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算 (※8)

(常時使用する労働者が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円(上限60万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円(上限360万円)

(※8) 常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上記の表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

## 成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	75万円



# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（建設業）のご案内



このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む、**建設業の中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例

企業の  
課題

積算業務を効率化し、  
労働時間を削減したい！

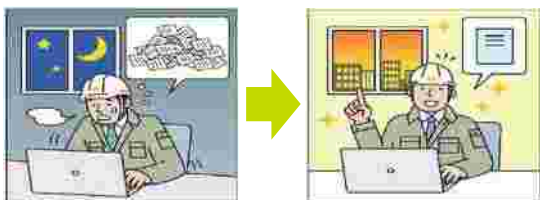
測量作業と重機操作を効率化し、  
労働時間を削減したい！

助成金  
による  
取組

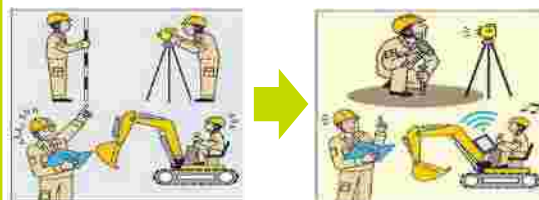
土木工事積算システムを導入

測量杭打ち機と  
重機用センサーユニットを導入

改善の  
結果



過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。



測量や杭打ち、重機の操作を1人でできるようになり、1日当たりの作業時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

## ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：

令和9年1月31日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日(金)のいずれか早い日

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J」グランツ

# 業種別課題対応コース（建設業）の助成内容

## 対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第2項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。  
など

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修(※1)
- ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の整備
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

(※1) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

## 成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

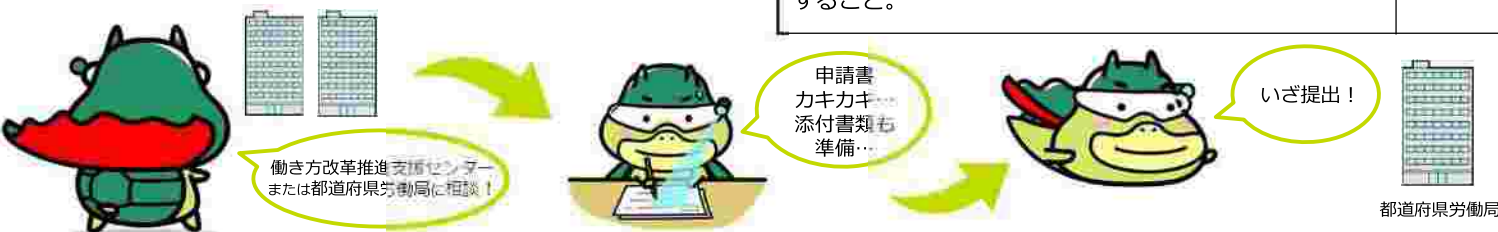
- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減**
- ② **所定外労働時間の削減**
- ③ **年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入**
- ④ **時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入**
- ⑤ **9時間以上の勤務間インターバルの導入**
- ⑥ **4週における所定休日を1日以上増加**

## 助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した上記「成果目標」に設定された、右記①から⑥までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を <b>合計した金額</b>
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※2)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※2) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。



## 成果目標①の上限額

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え 月80時間以下
設定時間数 事業実施前の	月60時間を超え 月80時間以下	200万円	—
	月80時間超	250万円	150万円

## 成果目標②の上限額 (※3)

削減した労働者1人あたりの 所定外労働時間数	助成上限額
5時間以上10時間未満	50万円
10時間以上	100万円

(※3) 成果目標①及び②は同時に選択できない。

## 成果目標③、④の上限額：各25万円

## 成果目標⑤の上限額

休憩時間数(※4)	1企業当たりの上限額(※5)
9時間以上11時間未満	120万円
11時間以上	150万円

(※4) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※5) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上表の1/2が上限額となります。

## 成果目標⑥の上限額：25～100万円

## 加算制度

## 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算 (※6)

(常時使用する労働者が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円 (上限60万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円 (上限360万円)

(※6) 常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

## 成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	75万円



このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバルの導入等に向けた環境整備に取り組む、**情報通信業、宿泊業の中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

### 課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

顧客からのヒアリング業務と受注管理を効率化し、労働時間を削減したい！

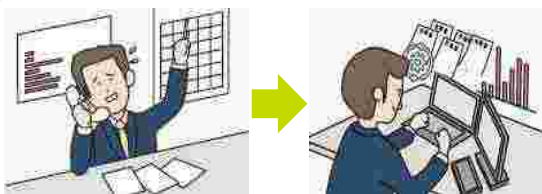
調理部門の料理の仕込みや調理の時間を削減したい！

助成金による取組

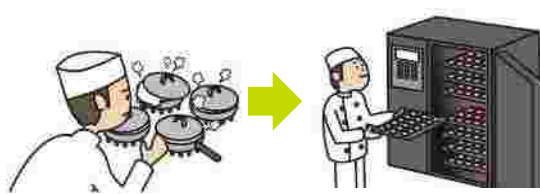
営業管理システムと自動見積りシステムを導入

スチームコンベクションオーブンを導入

改善の結果



顧客からの要望を自動回収化したこと、見積書の発行作業を簡略化したことで、1日当たりの作業時間が削減された。



温度を自動で調節できるようになったこと、1回あたりに調理できる量が増えたことで、仕込みや調理の時間を短縮することができた。

**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

### ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：令和9年1月31日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日(金)のいずれか早い日

**(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

**助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。**

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J」グランツ

# 業種別課題対応コース（情報通信業、宿泊業）の助成内容

## 対象事業主

- 主たる事業が日本標準産業分類に規定される「G 情報通信業」（大分類）又は「M 宿泊業、飲食サービス業」（大分類）のうち「75 宿泊業」（中分類）に該当する中小企業事業主であること。
  - 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。
- など

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修（※1）
- ② 労働者に対する研修（※1）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の整備
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新

（※1）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

## 成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減**
- ② **所定外労働時間の削減**
- ③ **年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入**
- ④ **時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入**
- ⑤ **9時間以上の勤務間インターバルの導入**

## 助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した上記「成果目標」に設定された、右記①から⑤までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を <b>合計した金額</b>
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4（※2）を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

（※2）常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。



## 成果目標①の上限額

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え 月80時間以下
設定時間数 事業実施前の	月60時間を超え 月80時間以下	200万円	—
	月80時間超	250万円	150万円

## 成果目標②の上限額（※3）

削減した労働者1人あたりの 所定外労働時間数	助成上限額
5時間以上10時間未満	50万円
10時間以上	100万円

（※3）成果目標①及び②は同時に選択できない。

## 成果目標③、④の上限額：各25万円

## 成果目標⑤の上限額

休憩時間数（※4）	1企業当たりの上限額（※5）
9時間以上11時間未満	120万円
11時間以上	150万円

（※4）事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

（※5）勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上表の1/2が上限額となります。

## 加算制度

## 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算（※6）

（常時使用する労働者が30人を超える場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円 （上限60万円）
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 （上限240万円）
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円 （上限360万円）

（※6）常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

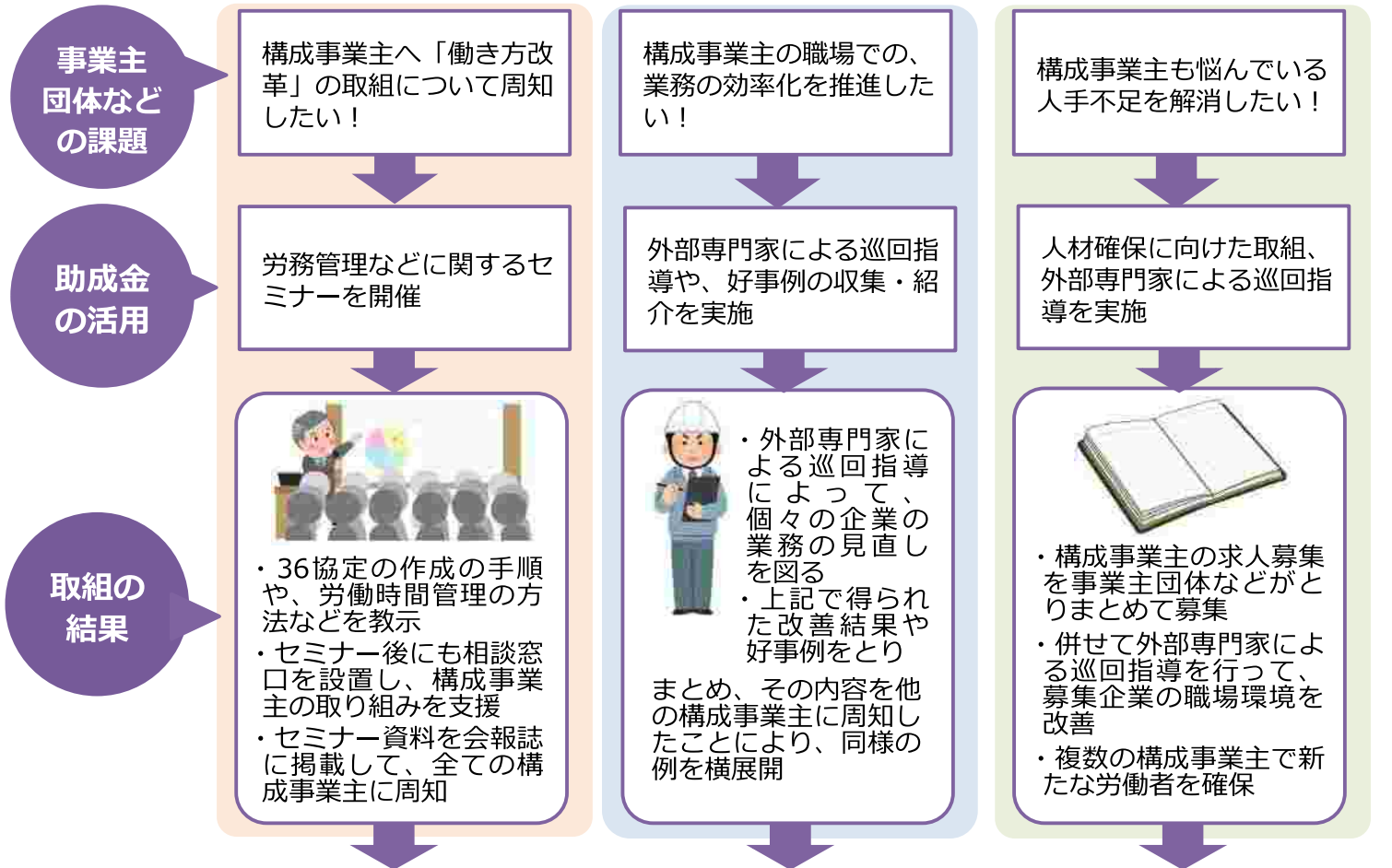
## 成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	75万円

# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

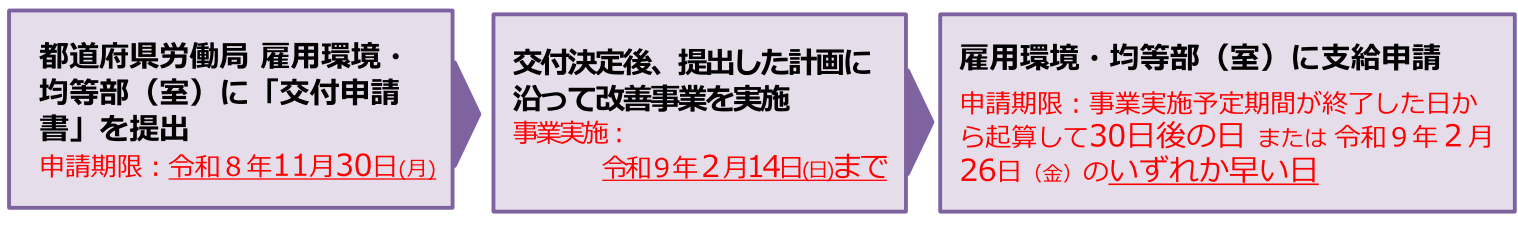
令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制**が適用されています。  
このコースでは、**事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主**  
**(以下「構成事業主」といいます)**の労働条件の改善のために、**時間外労働の削減や賃金引き**  
**上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。**

## 課題別にみる助成金の活用事例



**中小企業における労働時間等の設定改善の推進に向けて、環境を整備！**

## ご利用の流れ



**(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

## 助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、事業主団体等の所在地を管轄する**働き方改革推進支援センター** または **都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )



# 団体推進コースの助成内容

## 対象となる事業主団体等

以下のいずれかに該当する事業主団体など<sup>(※1)</sup>です。

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績があるなどの要件を満たす事業主団体  
ア 法律で規定する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人および一般財団法人）、鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業に関連する団体  
イ 上記以外の事業主団体（一定の要件有）
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主  
共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を締結しているなどの要件を満たすこと。

<sup>(※1)</sup> 事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超える必要があります。

### <中小企業事業主の要件>

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業 <sup>(※2)</sup>	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

<sup>(※2)</sup> 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 市場調査
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験
- ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）
- ④ 取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整
- ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発
- ⑦ セミナー<sup>(※3)</sup>の開催など
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置など
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取組

<sup>(※3)</sup> 勤務間インターバル制度に関する事項を含みます。

## 成果目標

「成果目標」の達成を目指して、上記「改善事業」を実施してください。

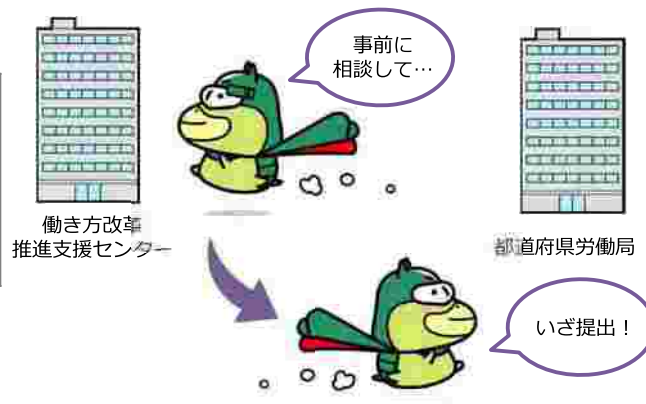
助成対象となる取組内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める**時間外労働の削減または賃金引上げに向けた改善事業を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組または取組結果を活用すること。**

## 助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

助成額	以下のいずれか低い方の額 ① 対象経費の合計額 ② 総事業費から収入額を控除した額 <sup>(※4)</sup> ③ 上限額： <b>500万円</b>
-----	--

<sup>(※4)</sup> 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。



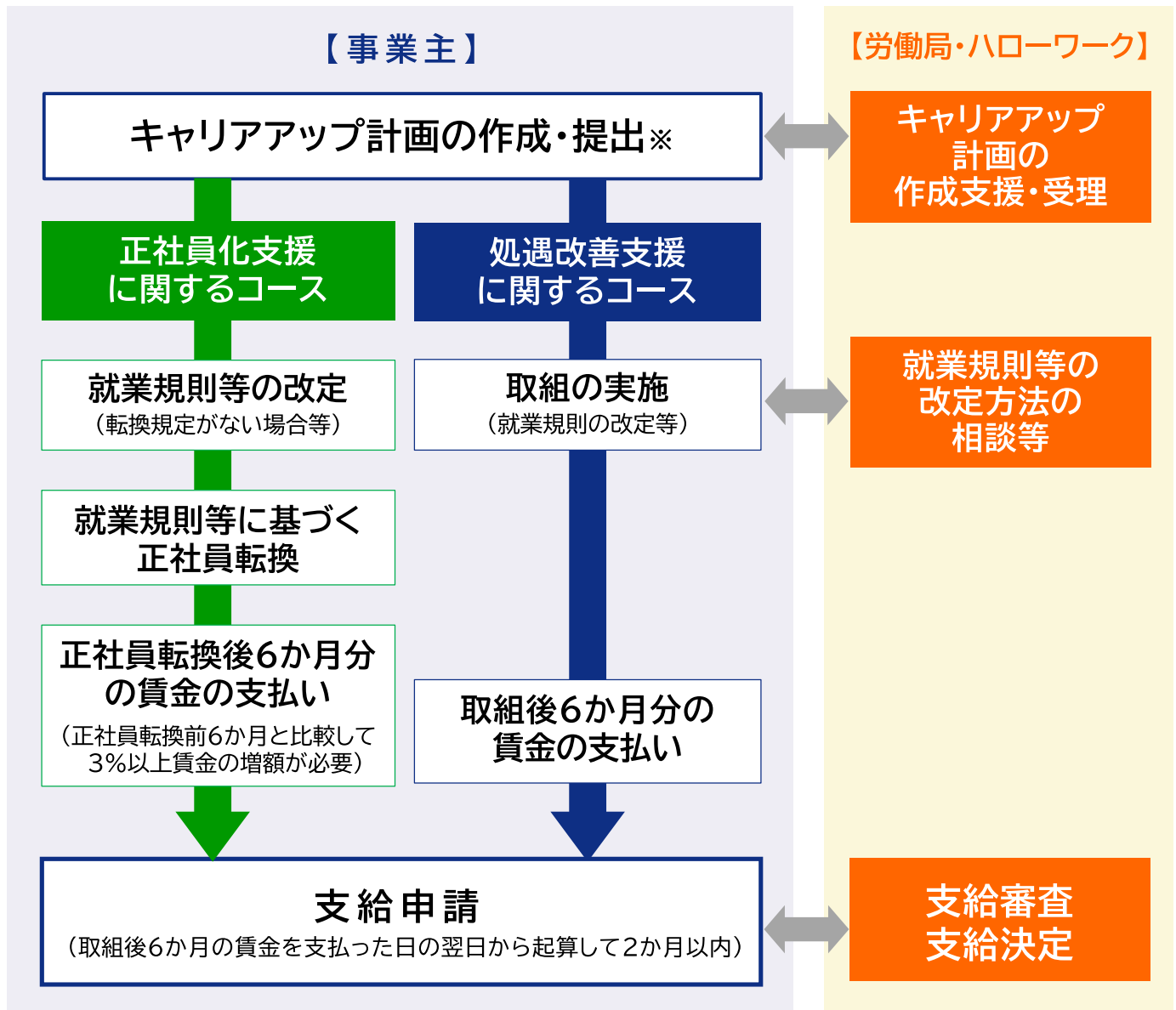
# キャリアアップ助成金のご案内(令和8年4月8日)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期雇用労働者等」といいます。)といった、**非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		中小企業の助成額		大企業の助成額			
		重点支援対象者★	左記以外	重点支援対象者★	左記以外		
正社員化コース	有期雇用労働者等を正社員化(※)した場合(1人当たり)  ※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含みます。  ※ 新規学卒者で雇入れ日から起算して雇用期間が1年未満の者については支給対象外となります。	①有期 → 正規	80万円	40万円	60万円	30万円	
		②無期 → 正規	40万円	20万円	30万円	15万円	
		★ 以下a～cのいずれかに該当する者 a.雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b.雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c.派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算(注:勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上) 1事業所当たり40万円(大企業の場合、30万円) ※ 正規雇用労働者への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイトまたは職場情報総合サイト(しよくばらぼ)に公表した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)					
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり)  ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合					
		有期 → 正規	120万円		90万円		
		有期 → 無期	60万円		45万円		
		無期 → 正規	60万円		45万円		
		② 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者以外の場合					
		有期 → 正規	90万円		67.5万円		
有期 → 無期	45万円		33万円				
無期 → 正規	45万円		33万円				
		※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。					
賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合(1人当たり)	3%以上4%未満	4万円		2.6万円		
		4%以上5%未満	5万円		3.3万円		
		5%以上6%未満	6.5万円		4.3万円		
		6%以上	7万円		4.6万円		
		※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)					
処遇改善支援	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	60万円		45万円	
	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	40万円		30万円	
		※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円(大企業の場合、12.6万円)					
短時間労働者労働時間延長支援コース	(1年目の取組) 短時間労働者に右の①～④のいずれかの取組を行った場合(1人当たり)  (2年目の取組) 1年目の取組後、短時間労働者に右の①②のいずれかの取組を行った場合(1人当たり)	1年目	労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業	中小企業	大企業
			①5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
			②4時間以上5時間未満	5%以上			
			③3時間以上4時間未満	10%以上			
		④2時間以上3時間未満	15%以上				
		2年目	①労働時間をさらに2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	②基本給をさらに5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用						

# キャリアアップ助成金申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



※ 計画の提出(支給申請)は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

- 支給要件の詳細や助成上限(人数・回数等)については、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。パンフレット、申請様式、Q&A等も掲載しています。
- 正社員化コース、障害者正社員化コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計金額です。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください

キャリアアップ助成金

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

厚生労働省  
キャリアアップ助成金





中小企業・小規模事業者の皆さまへ

# こんなお悩みありませんか？



- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 「働き方改革」で何から手を付けたら良<br/>いか分からない。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 最低賃金が上がっているので、<br/>どう対応したらよいか知りたい。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> パートタイマーと正社員の賃金等を<br/>見直したい。(同一労働同一賃金)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 残業を減らしたい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> いろいろな助成金があるが、使い方が<br/>分からない。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を見直したい。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 36協定の作り方を知りたい。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 働き方の選択肢を増やしたい。<br/>・多様な正社員制度<br/>・選択的週休3日制<br/>・勤務間インターバル制度</li> </ul> |
|---|--|

※これらは相談の一例です



／ぜひ／

## 働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

### コンサルティング

ご希望日に専門家が  
貴社を訪問またはオン  
ライン対応にて課題  
解決に向けた支援を  
行っています。

### 個別相談

電話・メール・来所  
による個別相談を  
行っています。

### セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマ  
など、ご要望に応じた  
セミナーを行っています。

## 香川働き方改革推進支援センター

〒760-0006 高松市亀岡町1-60 エスアールビル3階

受付時間 平日 9:00~17:00

TEL 0120-000-849 FAX 087-802-1923

MAIL [kagawa@workstylereform.net](mailto:kagawa@workstylereform.net)

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/kagawa/>

WEB

香川働き方改革推進支援センター

検索



令和8年度 厚生労働省委託事業  
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業  
受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版

香川働き方改革推進支援センター

FAX番号

専門家による無料相談 FAX申込書

087-802-1923

メール・電話でもお申し込みいただけます。

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名			
業種		従業員数	名 (うち非正規雇用労働者名)
所在地	〒 -		
ご担当者氏名		担当部署/役職	
電話番号		メールアドレス	
相談希望日時 <small>※お申し込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。</small>	第1希望 月 日 時から	第2希望 月 日 時から	<input type="checkbox"/> 専門家と後日日程調整を希望する
相談内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 働き方改革で何から手を付けたら良いか分からない <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 生産性向上(業務効率化・IT活用) <input type="checkbox"/> 多様な働き方の実現(多様な正社員・勤務間インターバル・週休3日制) <input type="checkbox"/> 人手不足解消に向けた雇用管理改善 <input type="checkbox"/> 外国人、高齢者の雇用 <input type="checkbox"/> 給与体系、就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 人材育成・教育訓練 <input type="checkbox"/> 育児・介護休業規定の整備 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策 <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> テレワーク勤務の導入 <input type="checkbox"/> 補助金・助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> その他( )		
専門家相談を知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> ハローワークからの紹介 <input type="checkbox"/> 厚生労働省HP(働き方改革特設サイト) <input type="checkbox"/> 過去にセンターを利用したことがある <input type="checkbox"/> よろず支援拠点からの紹介 <input type="checkbox"/> 知人・取引先企業からの紹介 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 労働基準監督署からの紹介 <input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会からの紹介 <input type="checkbox"/> 労働局HP <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介 <input type="checkbox"/> 案内ポスター・チラシ		

お問い合わせ先

香川働き方改革推進支援センター 〒760-0006 高松市亀岡町1-60 エスアールビル3階

TEL: 0120-000-849

MAIL:kagawa@workstylereform.net

※ ご記入いただいた情報は当センターが厳重に管理し、本事業の目的以外では使用しません。



**e-Stat** 政府統計の総合窓口

統計で見る日本  
e-Statは、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトです

お問い合わせ | ヘルプ | English

ログイン 新規登録

統計データを探す 統計データの活用 統計データの高度利用 統計関連情報 リンク集

トップページ / 統計分類・用語の選択 / 統計分類・用語の検索 / 詳細情報

## 細分類 3131

日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定) > 製造業 > 輸送用機械器具製造業 > 船舶製造・修理業、船用機関製造業 > 船舶製造・修理業

統計分類	日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定)
大分類	E 製造業
中分類	31 輸送用機械器具製造業
小分類	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業
細分類	3131 船舶製造・修理業
細分類の説明	<p>主として船舶の製造・修理設備として造船台、ドック若しくは引揚船台を有し、船舶を製造又は修理する事業所をいう。</p> <p>ただし、主として船体ブロックの製造若しくは船舶用の部分品(甲板機械、アンカーチェーン、プロペラ、ぎ装品など)のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装工事、船台工事、建具工事、配線工事などを行う事業所は本分類に含まれない。</p> <p>また、舟艇を製造又は修理する事業所は細分類 3133 に分類される。</p>
事例	鋼船製造・修理業; 木造船製造・修理業; 木製漁船製造・修理業
不適合事例	船舶部分品製造業[部分品の種類によりそれぞれの箇所に分類される]; 船体塗装業[0771]; 船内配線業[0812]; 舟艇製造・修理業[3133]; 船用機関製造業[3134]; 船用機関修理業[9011]

## 細分類 3132

日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定) > 製造業 > 輸送用機械器具製造業 > 船舶製造・修理業、船用機関製造業 > 船体ブロック製造業

統計分類	日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定)
大分類	E 製造業
中分類	31 輸送用機械器具製造業
小分類	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業
細分類	3132 船体ブロック製造業
細分類の説明	主として鋼船の船体ブロックを製造する事業所をいう。

## 細分類 3133

日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定) > 製造業 > 輸送用機械器具製造業 > 船舶製造・修理業、船用機関製造業 > 舟艇製造・修理業

統計分類	日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定)
大分類	E 製造業
中分類	31 輸送用機械器具製造業
小分類	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業
細分類	3133 舟艇製造・修理業
細分類の説明	主として舟艇を製造又は修理する事業所をいう。
事例	ヨット製造・修理業; ボート製造・修理業; 強化プラスチック製舟艇製造業

## 細分類 3134

日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定) > 製造業 > 輸送用機械器具製造業 > 船舶製造・修理業、船用機関製造業 > 船用機関製造業

統計分類	日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定)
大分類	E 製造業
中分類	31 輸送用機械器具製造業
小分類	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業
細分類	3134 船用機関製造業
細分類の説明	主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。
事例	船用内燃機関製造業
不適合事例	船用機関修理業[9011]